

平成 19 年度
母子家庭の母の就業支援施策の実施状況

目次 Contents

第1章 母子家庭をめぐる状況

| | | |
|-----|---------------|---|
| 第1節 | 母子家庭の生活の状況 | 2 |
| 1 | 増加する母子家庭 | 2 |
| 2 | 母子家庭の収入の状況等 | 3 |
| 3 | 暮らし向きについての意識 | 4 |
| 第2節 | 母子家庭支援施策の実施状況 | 5 |
| 1 | 4本柱で施策を着実に推進 | 5 |
| 2 | 働く意欲に応える就業支援 | 6 |
| 3 | 成長力底上げ戦略 | 7 |

第2章 就業支援に関する施策等

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 第1節 | 母子家庭の母の就業支援に関する施策 | 10 |
| 1 | 就業相談・就職支援 | 10 |
| | (1) ハローワーク（マザーズハローワーク） | 10 |
| | (2) 母子家庭等就業・自立支援センター | 11 |
| | (3) 母子自立支援員の配置 | 18 |
| | (4) 母子自立支援プログラム | 18 |
| 2 | 職業能力開発 | 22 |
| | (1) 公共職業訓練の実施 | 23 |
| | (2) 自立支援教育訓練給付金 | 23 |
| | (3) 高等技能訓練促進費事業 | 25 |
| | (4) 保育士資格の取得 | 26 |
| 3 | 雇用・就業機会の増大 | 26 |
| | (1) 特定求職者雇用開発助成金 | 27 |
| | (2) 常用雇用転換奨励金 | 27 |
| | (3) トライアル雇用奨励金 | 28 |
| | (4) 雇用支援制度導入奨励金 | 28 |
| | (5) たばこ事業法の許可基準の特例 | 28 |
| | (6) 母子福祉団体等への事業発注の推進 | 29 |
| | (7) 母子家庭の母に対する在宅就業支援事業 | 29 |
| | (8) 母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰 | 29 |
| | (9) 再チャレンジ支援寄附金税制 | 31 |
| 4 | 行政機関等における雇用促進の取組 | 31 |

| | | |
|------------|--|-----------|
| 第2節 | 母子家庭の母の就業に資する施策 | 33 |
| 1 | 女性のチャレンジ支援策の推進 | 33 |
| | (1) 女性のチャレンジ支援策の推進 | 33 |
| | (2) 女性のチャレンジ支援のためのその他の取組 | 33 |
| 2 | 男女の均等な機会の確保対策の推進 | 34 |
| | (1) 男女の均等な機会及び待遇の確保 | 34 |
| | (2) 男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための 企業の積極的な取組（ポジティブ・アクション）の推進 | 34 |
| | (3) 職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進 | 35 |
| | (4) 「女性と仕事の未来館」の運営 | 35 |
| 3 | パートタイム労働対策の推進 | 35 |
| 4 | 仕事と家庭の両立支援対策の推進 | 36 |
| | (1) 次世代育成支援対策推進法 | 36 |
| | (2) 育児・介護休業法 | 36 |
| | (3) ファミリー・フレンドリー企業の普及促進 | 36 |
| | (4) 育児・介護を行う労働者の支援に関する情報提供 | 36 |
| | (5) 育児・介護等のために退職した者に対する再就職支援の推進 | 37 |
| | (6) 仕事と家庭の両立支援対策のためのその他の取組 | 37 |
| 5 | 次世代育成支援のための地域行動計画に基づく取組の推進 | 37 |
| 6 | 無料職業紹介事業者研修会 | 37 |

第3章 生活支援に関する施策等

| | | |
|------------|------------------------|-----------|
| 第1節 | 母子家庭の生活支援に関する施策 | 40 |
| 1 | 母子家庭等日常生活支援事業 | 40 |
| 2 | 子育て短期支援事業 | 40 |
| 3 | ひとり親家庭生活支援事業 | 40 |
| 4 | 子育て支援基金事業による民間団体への助成 | 41 |
| 5 | 母子生活支援施設 | 43 |
| 6 | 居住の安定確保 | 45 |
| 第2節 | 保育等 | 47 |
| 1 | 保育所の整備 | 47 |
| 2 | 保育所への優先入所 | 47 |

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 3 | 延長保育 | 47 |
| 4 | 夜間保育 | 48 |
| 5 | 病児・病後児保育事業 | 48 |
| 6 | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 48 |

第4章 自立を促進するための経済的支援策等

| | | |
|-----|------------------|----|
| 第1節 | 児童扶養手当 | 52 |
| 第2節 | 母子福祉資金貸付金 | 54 |
| 第3節 | 養育費の確保策 | 57 |
| 1 | 養育費確保の現状 | 57 |
| 2 | 養育費の手引きの作成等 | 57 |
| 3 | 母子福祉資金貸付金の貸付け | 58 |
| 4 | 養育費相談支援センター事業の創設 | 58 |
| 5 | 地方公共団体における相談 | 60 |

コラム目次

| | | |
|------|------------------------------------|----|
| コラム1 | ■母子家庭等就業・自立支援センター事業（高知県及び高知市） | 17 |
| | －母子家庭の母の生活実態を踏まえたきめ細やかな就業支援－ | |
| コラム2 | ■母子自立支援プログラム策定事業（足立区） | 21 |
| | －プログラム策定員によるきめ細やかな就業支援－ | |
| コラム3 | ■従業員の10%以上が母子家庭の母で全員が正社員 | 30 |
| | －蓬田紳装（青森県）－ | |
| コラム4 | ■「もっと輝きたいママのためのライフ&キャリアデザインブック」の作成 | 43 |
| | －財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会の取組－ | |
| コラム5 | ■養育費相談支援センターの活動 | 59 |

第1章

母子家庭をめぐる状況

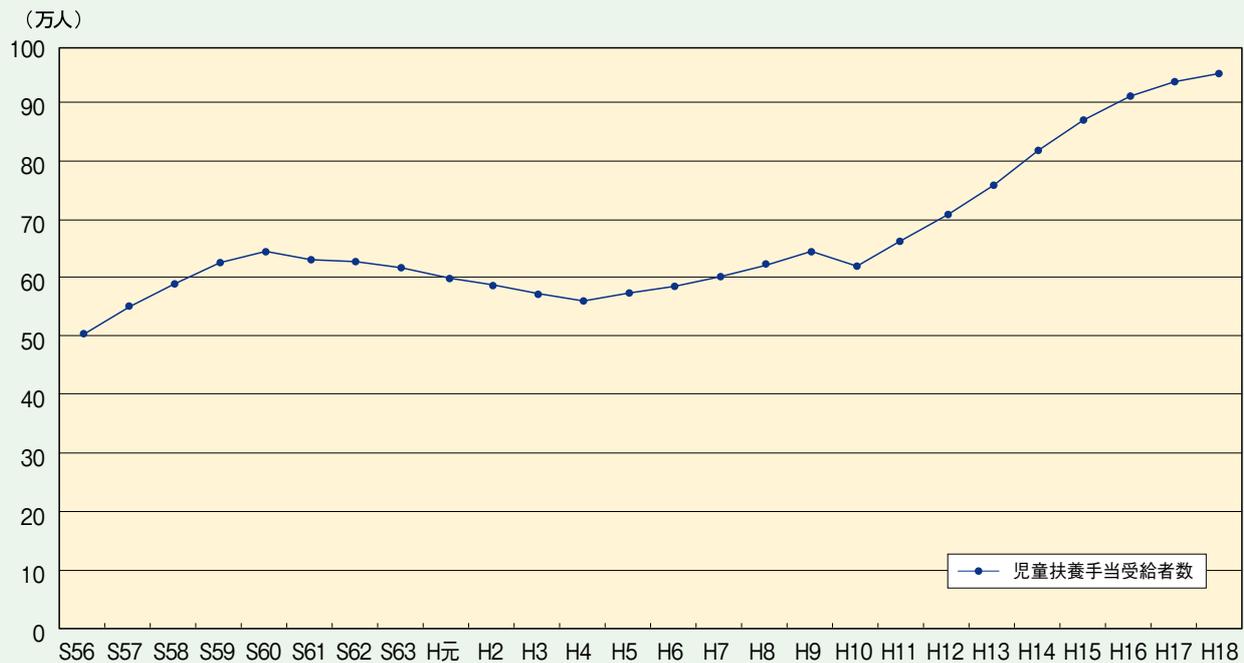
1 増加する母子家庭

母子世帯数をみると、総務省の国勢調査では、「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)」の数は、平成17(2005)年で749,048世帯となっており、平成12(2000)年の625,904世帯と比べて19.7%の増加となっている。

母子世帯となった理由は、離婚(79.7%)、死別(9.7%)、未婚時の出産(6.7%)等となっている。また、母子世帯の母の平均年齢は、39.4歳、末子の平均年齢は、10.5歳となっている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成18(2006)年))。

母子家庭の増加により、児童扶養手当(第4章第1節参照)の受給者数も増加しており、平成10(1998)年度末は625,127人、平成15(2003)年度末は871,161人、平成18(2006)年度末は955,741人となっている(厚生労働省大臣官房統計情報部「平成18年度社会福祉行政業務報告」図表1-1-1)。

図表1-1-1 児童扶養手当受給者数の推移



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

我が国の年間離婚件数は、昭和39(1964)年以降毎年増加し、昭和58(1983)年を頂点としていったん減少したが、平成3(1991)年から再び増加し、平成14(2002)年には、約29万組となり、過去最高となった。平成15(2003)年以降は再び減少に転じ、平成19(2007)年は約25万5千組と推計されており、平成18(2006)年より減少するものと見込まれている(厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)。

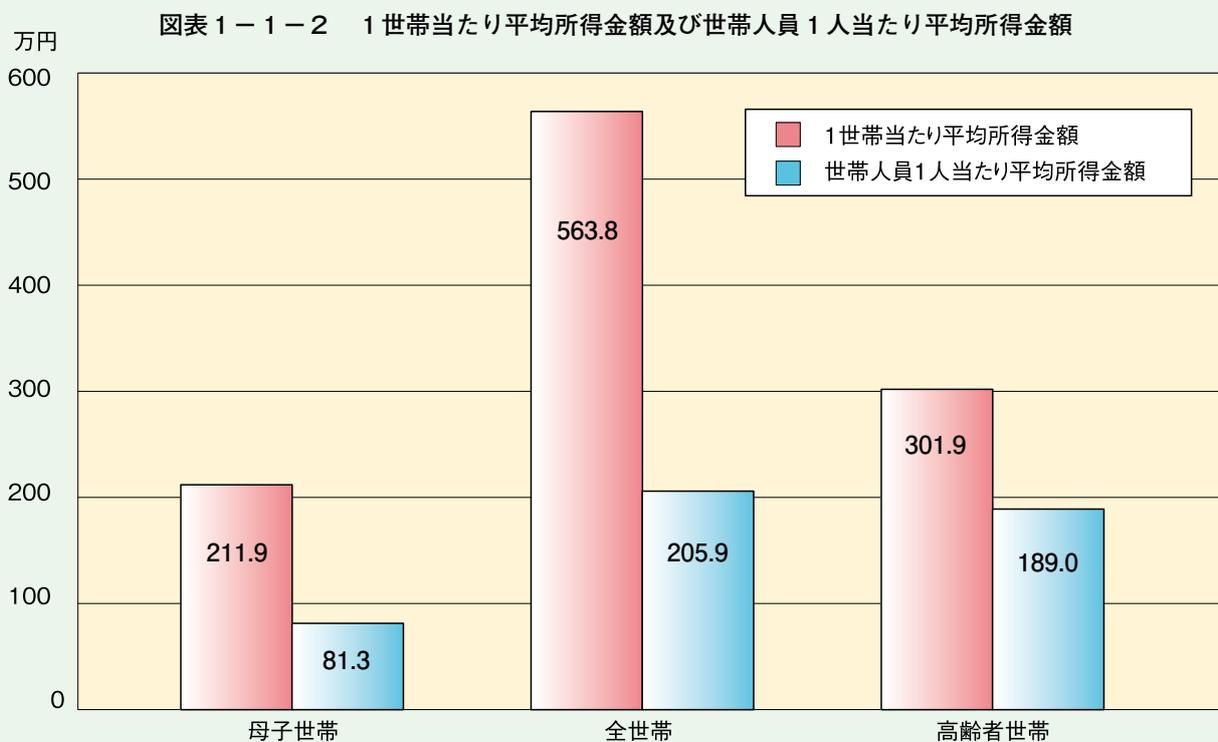
また、家庭裁判所における婚姻関係事件において、申立て(全65,170件)の動機として多いものは、性格が合わない(32,480件、49.8%)、異性関係(15,384件、23.6%)、暴力を振るう(14,301

件、21.9%)となっている(最高裁判所「司法統計年報」(平成18(2006)年)、申立ての動機は、申立人の言う動機のうち主なものを3個まで挙げる方法で調査し、重複集計したもの。)

2 母子家庭の収入の状況等

平成18(2006)年の国民生活基礎調査によると、母子世帯の1世帯当たり平均所得金額は、211万9千円であり、世帯人員1人当たり平均所得金額は、81万3千円である。

これは、全世帯の1世帯当たり平均所得金額563万8千円、世帯人員1人当たり平均所得金額205万9千円及び高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額301万9千円、世帯人員1人当たり平均所得金額189万円に比べて低い水準となっている(厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(平成18(2006)年)図表1-1-2)。



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(平成18年)

(注) 1. 平成17年1月から12月までの1年間の所得である。

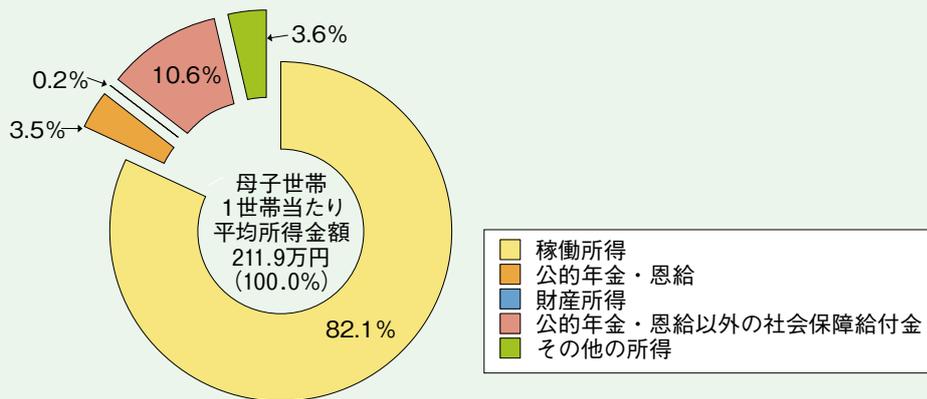
2. 「全世帯」とは、「母子世帯」及び「高齢者世帯」を含む全世帯の数値である。

3. 「母子世帯」は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。

母子世帯1世帯当たりの平均所得(211.9万円)の内訳をみると、その82.1%は「稼働所得」、10.6%は「公的年金・恩給以外の社会保障給付金」となっており、「公的年金・恩給以外の社会保障給付金」の中に児童扶養手当が含まれている(厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(平成18(2006)年)図表1-1-3)。

平成18(2006)年段階で、母子世帯の母の84.5%が就業しており、就業している者のうち、常用雇用者が42.5%、臨時・パートが43.6%となっている。また、母子世帯の母で不就業の者のうち、「就職したい」とする者が78.7%となっている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成18(2006)年))。

図表1-1-3 母子世帯の所得構成



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(平成18年)

(注) 1. 平成17年1月から12月までの1年間の所得である。

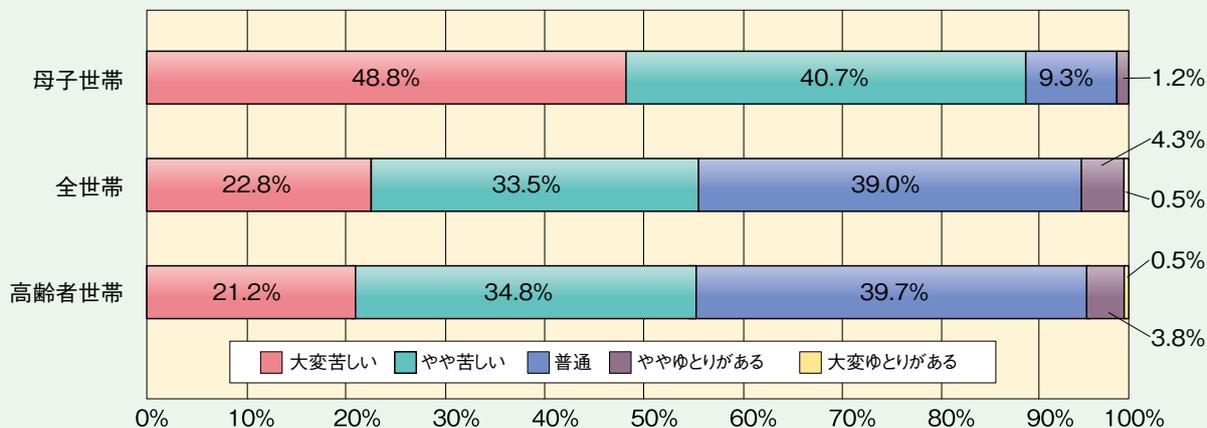
2. 「母子世帯」は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。

平成19(2007)年における母子世帯の完全失業率は7.1% (一般世帯の完全失業率は3.9%)となっており、前年の7.0% (一般世帯は4.1%)と比べてほぼ横ばいとなっている(総務省統計局「労働力調査」)。

3 暮らし向きについての意識

母子世帯の現在の暮らしについて、総合的にみてどのように感じているかをみると、「大変苦しい」が48.8%、「やや苦しい」が40.7%となっており、前年調査結果(「大変苦しい」52.8%、「やや苦しい」27.0%)と比べ、暮らし向きが「大変苦しい」と感じている者の比率は低くなったが、「やや苦しい」と感じている者の比率は高くなっており、全世帯や高齢者世帯と比べても、暮らし向きが苦しいと感じている者の比率が高い(厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(平成18(2006)年)図表1-1-4)。

図表1-1-4 暮らし向きについての意識



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(平成18年)

(注) 1. 「全世帯」とは、「母子世帯」及び「高齢者世帯」を含む全世帯の数値である。

2. 「母子世帯」は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。

1 4本柱で施策を着実に推進

母子家庭対策については、母子家庭等の自立の促進を図りながら、その児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっていることを踏まえ、平成14(2002)年に母子及び寡婦福祉法等の関係法律を改正し、下記のように、母子家庭等に対する生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の4本柱で総合的な母子家庭の自立支援策を推進してきた。(図表1-2-1)

①子育てと生活支援

ひとり親家庭等が自立するためには、安心して子育てと仕事を両立できるよう支援することが重要であることから、母子及び寡婦福祉法第28条に基づき、市町村では、ひとり親家庭等の保育所の優先入所につき特別の配慮を行うとともに、子育て短期支援(ショートステイ、トワイライトステイ)事業、母子家庭等日常生活支援事業等が実施されている。

②就業支援

母子家庭の経済的な自立を図る上で、就業は大変重要なものであり、母子及び寡婦福祉法に基づいて、都道府県等において就業相談や職業能力の向上などを行うことを内容とする総合的な就業支援事業、母子家庭の母が教育訓練講座を受講した場合に授業料の一部を支給することなどを内容とする母子家庭自立支援給付金事業、公共的施設における雇入れの促進等が行われている。

③養育費の確保

平成14(2002)年の母子及び寡婦福祉法の改正により、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと等が規定され、平成15(2003)年及び平成16(2004)年には、民事執行法の改正が行われている。

これらを受け、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すための「養育費に関するリーフレット」等を作成し、市町村へ配布している。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、養育費の問題に関し弁護士等による特別相談を実施するとともに、平成19(2007)年度からは、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置している。

さらに、平成19(2007)年度に「養育費相談支援センター」を創設し、養育費に関する情報提供を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センター等に対する相談支援や研修などを実施している。

④経済的支援

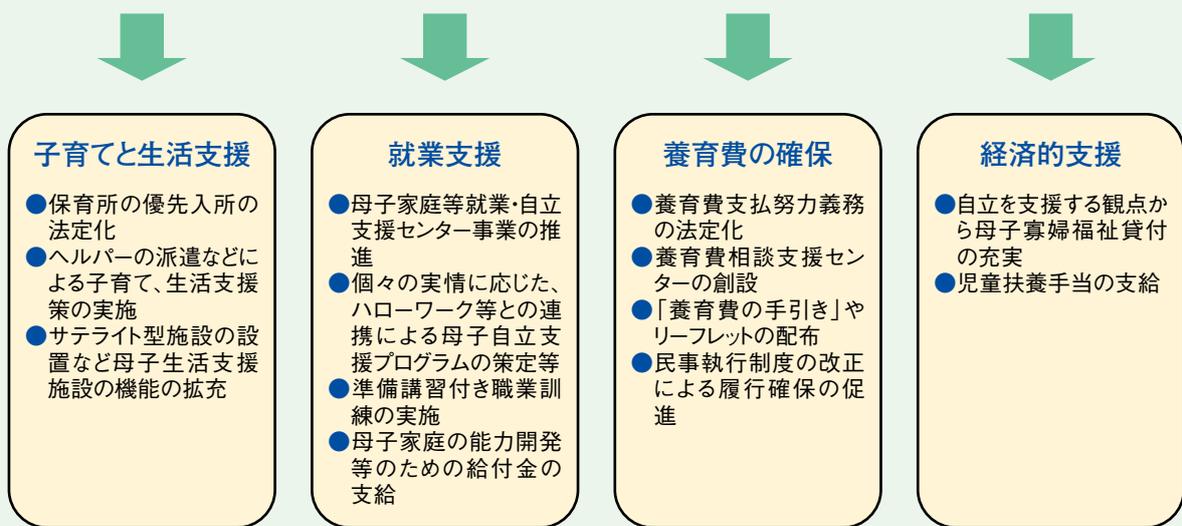
母子家庭の自立を図る上で、経済的な支援が重要であり、経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付けが必要となったときに、母子福祉資金貸付金の貸付けを行うほか、児童扶養手当による支援を行っている。

図表1-2-1

母子家庭の自立支援策の概要

○平成14(2002)年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へ転換し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済支援策」の4本柱により施策を推進。

母子家庭及び寡婦自立促進計画(地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定)



2 働く意欲に応える就業支援

第1節で述べたとおり、84.5%の母子世帯の母は就業しており、我が国の母子世帯の母の就業意欲は非常に高いものとなっている。こうした働く意欲のある母子世帯の母に対する就業支援を積極的に実施するため、平成15(2003)年に制定された「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、ハローワーク(公共職業安定所)における職業紹介や公共職業能力開発施設における公共職業訓練を実施してきたほか、地方公共団体が中心となって、就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等一貫した就業支援を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業、個々の母子家庭等の実情に応じた自立支援プログラムによる就業支援、能力開発に要した費用の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、パートタイム等で雇用している母子家庭の母を常用雇用に転換することを促進する常用雇用転換奨励金事業等を行っている。(図表1-2-2)

図表1-2-2 母子家庭の母に対する主な就業支援

就業相談等による支援

○ハローワークによる支援

- ・再就職を希望する母子家庭の母等の就職支援を実施。特に、マザーズハローワーク及びマザーズサロンでは子育て中の女性等に対する再就職支援の実施。

○母子家庭等就業・自立支援センター事業

- ・一貫した就業支援サービス（就業相談・就業支援講習会・就業情報の提供等）の実施。
- ・生活支援サービス（養育費の相談等）の実施。

○母子自立支援プログラム策定事業等

- ・福祉事務所等において、自立が見込まれる児童扶養手当受給者等を対象にした自立支援プログラムの策定によるきめ細やかな就業支援の実施。

職業能力開発に必要な支援

○母子家庭の母等の職業的自立促進事業（準備講習付き職業訓練）

- ・就職前の準備段階としての準備講習と、実際の就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練をセットで実施。

○介護労働者能力開発事業

- ・女性の就業が期待できる介護分野への就職促進を図るため、訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程等を実施。

○自立支援教育訓練給付金の支給

- ・パソコン、ホームヘルパー等の教育訓練講座の受講に要した費用の一部を支給。

○高等技能訓練促進費の支給

- ・看護師、介護福祉士等の経済的な自立を図る上で効果的な資格を取得するための受講期間中、生活費の負担の軽減を図り、当該資格の取得を支援。

常用雇用に向けた支援

○特定求職者雇用開発助成金の支給

- ・母子家庭の母等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部の助成を実施。

○試行（トライアル）雇用奨励金の支給

- ・母子家庭の母を試行的に雇用し、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る。

○常用雇用転換奨励金の支給

- ・パートタイム等で雇用している母子家庭の母を、OJT実施後、常用雇用に転換した事業主を対象に奨励金を支給。

3 成長力底上げ戦略

平成19(2007)年2月に政府において策定した成長力底上げ戦略は、我が国の成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会及び中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得や生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止することを目的とするものである。この中で母子家庭の母についても、その職業能力開発を支援するとともに、平成19(2007)年12月に厚生労働省において取りまとめた『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の中で、関係機関や産業界等との連携を図りつつ、福祉及び雇用の両面にわたる総合的な取組を進めることとされている（図表1-2-3）。

図表1-2-3 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』（母子家庭関係）

計画の具体的目標

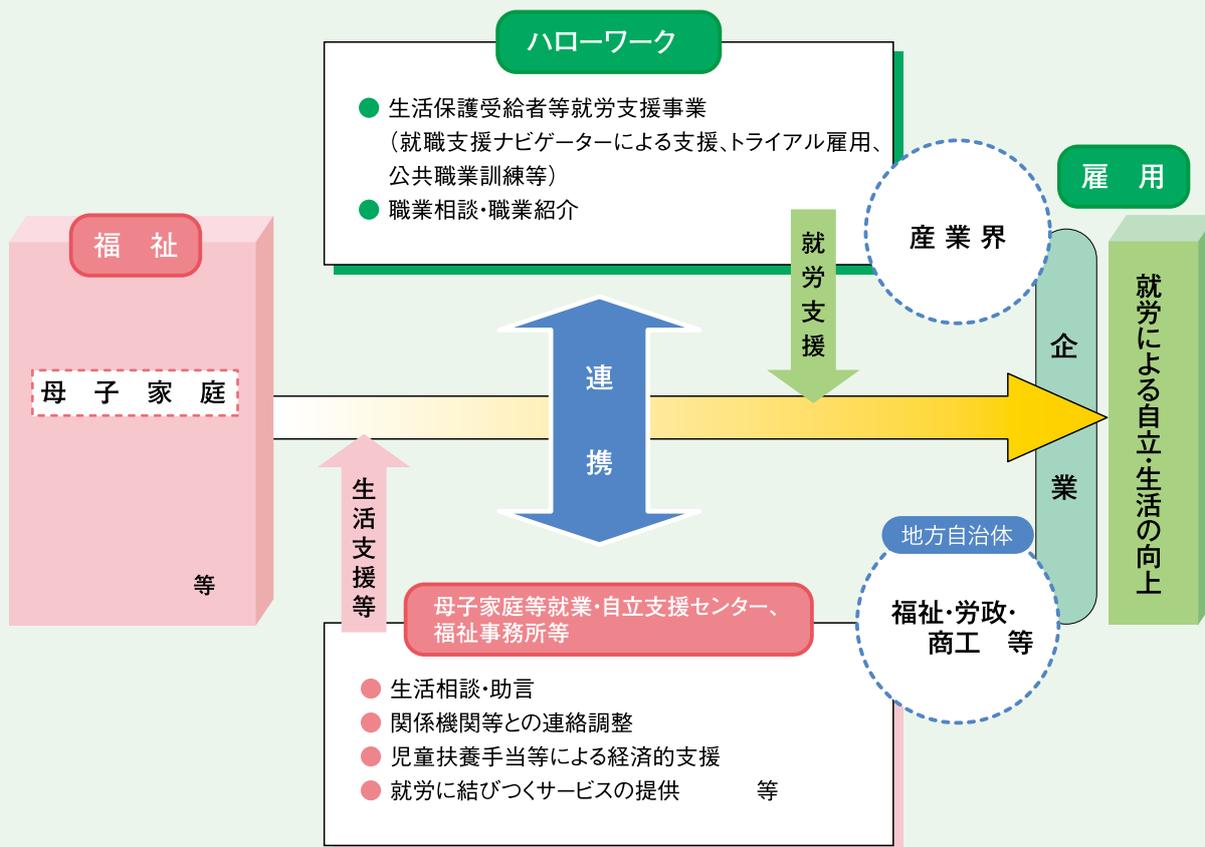
<母子家庭世帯関係>

就労支援が見込める者に対して、就労支援を推進し、就職につなげる。
 ○平成18年度における母子家庭世帯の常用雇用率は42.5%であり、引き続き常用雇用の推進を図る。

地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

<母子家庭世帯等>

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業をすべての都道府県、指定都市及び中核市において行う。
 →【目標】・母子家庭等就業・自立支援センター事業を行う地方公共団体の割合を、平成19年度には、100%に引き上げ、その後も維持する。
 ・児童扶養手当受給者の就業相談の延べ件数割合を、平成23年度には、10%以上とする。
- マザーズハローワーク事業の拠点の拡充・機能強化
 →【目標】・マザーズハローワーク事業において、担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率を、平成19年度には、70%以上とする。
- 母子家庭自立支援給付金事業や母子自立支援プログラム策定事業の全国展開
 →【目標】・母子家庭自立支援給付金事業や母子自立支援プログラム策定事業を行う地方公共団体の割合を、平成21年度までに、100%に引き上げ、その後も維持する。
 ・母子自立支援プログラムの策定件数を、平成23年度までに、2万件以上とする。



第2章

就業支援に関する施策等

平成14(2002)年11月の母子及び寡婦福祉法の改正により、国は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を策定し(平成15(2003)年3月策定、平成16(2004)年2月一部改正。平成20(2008)年3月に平成20年度から5年間を対象期間とする新たな基本的な方針を策定。)、これを受けて、都道府県、市及び福祉事務所設置町村において、母子及び寡婦自立促進計画を策定している(平成19(2007)年度において206の地方公共団体が策定済み)。これらに基づき、平成19(2007)年度においては、以下のような具体策を展開した。

1 就業相談・就職支援

全国のハローワーク(公共職業安定所)を通じて、年間7万人以上の母子家庭の母が就職しており、これに加えて、平成19(2007)年度は、母子家庭の母の就業支援も含めた総合的支援を行うため、母子家庭等就業・自立支援センターによる支援強化などを進めてきた。

(1) ハローワーク(マザーズハローワーク)

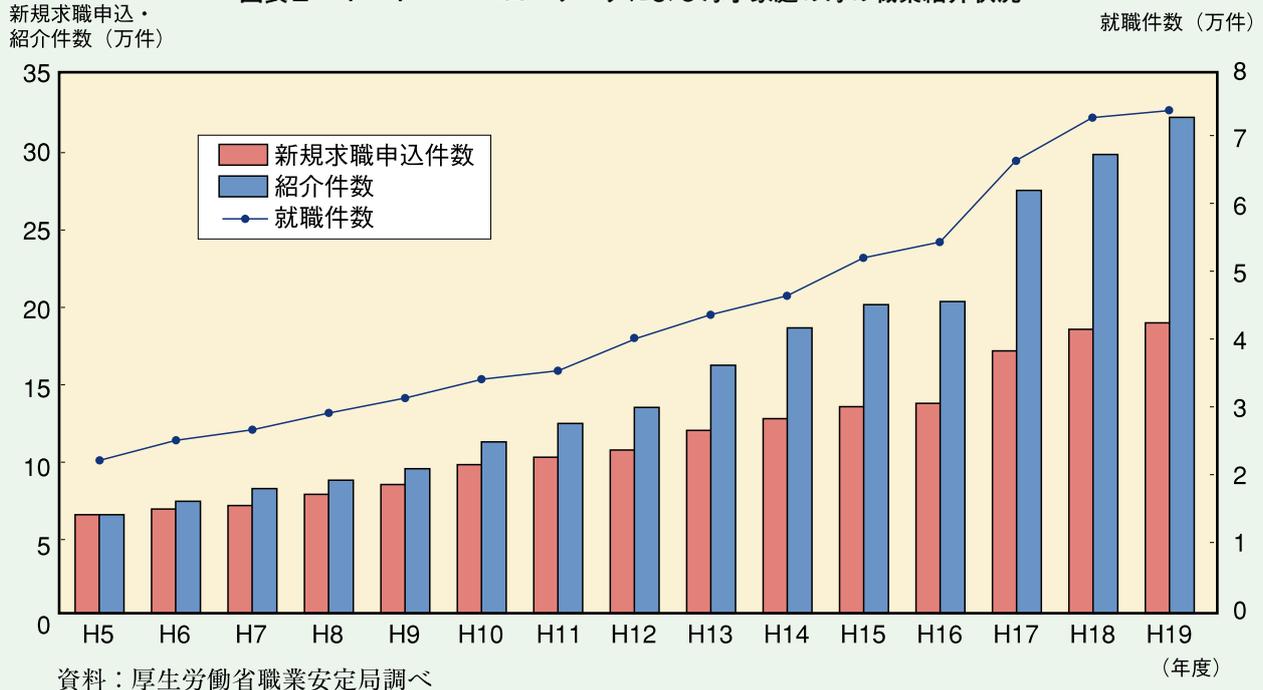
ハローワークにおいて、寡婦等職業相談員を配置するなど、母子家庭の母を含め、就職を希望する者に対し、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施しているが、母子家庭の母については、平成19(2007)年度の新規求職申込件数は186,569件と平成18(2006)年度(182,345件)と比べ増加し、平成15(2003)年度(132,594件)と比べ約1.4倍に、平成19(2007)年度の紹介件数は318,594件と平成18(2006)年度(294,611件)と比べ約1.1倍、平成15(2003)年度(198,104件)と比べ約1.6倍に、平成19(2007)年度の新規求職件数は73,716件と平成18(2006)年度(72,604件)と比べ増加し、平成15(2003)年度(52,145件)と比べ約1.4倍に増加した(図表2-1-1)。

また、再就職を希望する母子家庭の母を含む子育て女性等に対する就職支援を実施するため、平成18(2006)年度から全国12か所にマザーズハローワークを、平成19(2007)年度からマザーズハローワークが設置されていない36県の中核となる都市のハローワークにマザーズサロンを設置した。具体的には、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、求職活動の準備が整い早期に再就職を希望される方に対し、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保、更には地方公共団体等との連携による保育所情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を実施した。

その中で、平成19(2007)年度においては、担当者制によるきめ細かな就職支援について、対象者が10,000人を上回ることを、また、当該支援を受けた対象者の就職率が70%を上回ることを目標とした。その結果、平成19(2007)年度の新規求職者数は87,123人と平成18(2006)年度(54,844人)と比べ1.6倍、就職件数は23,374人と平成18(2006)年度(13,834人)と比べ1.7倍(平成18(2006)年度は全国12か所計、平成19(2007)年度は全国48か所計、子育てをする予定のある女性等、現在子育て中の女性以外の者を含む。)となり、このうち、担当者制によるきめ細かな就職支援については、対象者数が14,744人と平成18(2006)年度(4,580人)と比べ3.2倍、当該支援を

受けた対象者の就職率が76.3%となり、目標を達成した。

図表 2-1-1 ハローワークによる母子家庭の母の職業紹介状況



(2) 母子家庭等就業・自立支援センター

①概要

母子家庭等就業・自立支援センターは、母子家庭の母等に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供するため、平成15(2003)年度から開始した事業である。実施主体は、地方公共団体(都道府県、指定都市及び中核市)で、母子福祉団体、社会福祉協議会等に委託して実施することができることとなっている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況は図表2-1-2のとおりであり、平成19(2007)年度においては、すべての都道府県、指定都市及び中核市(99か所)で実施されており、平成18(2006)年度に比べ、その取組は進展している。特に、北海道、新潟県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県、大阪府、香川県、高知県、長崎県及び大分県においては、県、指定都市、中核市による共同設置がなされるなど、各地域の実情に応じた方法で実施されている。

また、母子家庭等就業・自立支援センター事業における職業紹介事業の許可の取得状況は、平成19(2007)年度では全国で65か所(65.7%)となっており、ハローワークから求人情報

図表 2-1-2 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

| | 都道府県 (47) | 指定都市 (17) | 中核市 (35) | 合計 (99) |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 実施自治体数 | 47 か所 (47 か所) | 17 か所 (15 か所) | 35 か所 (32 か所) | 99 か所 (94 か所) |
| 実施割合 | 100.0% (100.0%) | 100.0% (100.0%) | 100.0% (86.5%) | 100.0% (94.9%) |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 上段の数字は、平成19(2007)年度末時点、下段()内の数字は、平成18(2006)年度末時点のものである。

の提供を受けることなどにより、母子家庭の母等の就業相談から職業紹介まで一体的な支援を実施した。

②就業相談、就業促進活動

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供した。また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行った。

就業相談の実施状況は、図表2-1-3のとおりであり、平成19(2007)年4月から12月までにおいて、就業相談件数は平成18(2006)年度同時期と比べ約1.1倍(平成15(2003)年度同時期と比べ約5.4倍)に増加し、就業実績も平成18(2006)年度同時期と比べ増加し、平成15(2003)年度と比べ約5.3倍になった。

図表2-1-3 就業相談の実施状況

| | 相談件数 (延べ数) | 就業実績(延べ数) | | | |
|---------------|---------------|-----------|--------|---------|---------|
| | | 総数 | 内 訳 | | |
| | | | 常勤 | 非常勤・パート | 自営業・その他 |
| 平成15年度 | 14,585件 | 1,262件 | 420件 | 822件 | 20件 |
| (4月～12月) | 9,435件 | 765件 | 216件 | 535件 | 14件 |
| 平成16年度 | 32,385件 | 3,251件 | 1,393件 | 1,721件 | 137件 |
| (4月～12月) | 23,092件 | 2,226件 | 947件 | 1,218件 | 61件 |
| 平成17年度 | 46,442件 | 4,372件 | 1,652件 | 2,525件 | 195件 |
| (4月～12月) | 34,583件 | 3,431件 | 1,356件 | 1,889件 | 186件 |
| 平成18年度 | 60,634件 | 4,953件 | 1,994件 | 2,792件 | 167件 |
| (4月～12月) | 46,972件 | 3,918件 | 1,543件 | 2,270件 | 105件 |
| 平成19年(4月～12月) | 50,930件 | 4,074件 | 1,768件 | 2,240件 | 66件 |
| 合 計 | 204,976件 | 17,912件 | 7,227件 | 10,100件 | 585件 |

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

③就業支援講習会等事業

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やよりよい仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズがあると考えられる。

このような様々なニーズに応じて、仕事に結び付く可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催しており、その実施状況は、図表2-1-4のとおりであり、平成19(2007)年4月から12月までにおいて、受講者数は平成18(2006)年度同時期と比べ約1.2倍(平成15(2003)年度同時期と比べ約5.1倍)、就業実績は平成18(2006)年度同時期と比べ約2.0倍(平成15(2003)年度同時期と比べ約5.5倍)に増加した。

図表2-1-4 就業支援講習会の実施状況

| | 受講者数 (延べ数) | 就業実績 (延べ数) | | | |
|------------------|---------------|------------|---------|---------|---------|
| | | 総数 | 内 訳 | | |
| | | | 常勤 | 非常勤・パート | 自営業・その他 |
| 平成 15 年度 | 15,504 件 | 757 件 | 216 件 | 415 件 | 126 件 |
| (4月～12月) | 9,083 件 | 400 件 | 99 件 | 232 件 | 69 件 |
| 平成 16 年度 | 18,396 件 | 896 件 | 342 件 | 509 件 | 45 件 |
| (4月～12月) | 15,275 件 | 618 件 | 244 件 | 341 件 | 33 件 |
| 平成 17 年度 | 47,210 件 | 1,682 件 | 505 件 | 1,056 件 | 121 件 |
| (4月～12月) | 16,792 件 | 825 件 | 357 件 | 386 件 | 82 件 |
| 平成 18 年度 | 51,347 件 | 3,657 件 | 1,186 件 | 2,262 件 | 209 件 |
| (4月～12月) | 38,978 件 | 1,111 件 | 423 件 | 616 件 | 72 件 |
| 平成 19 年 (4月～12月) | 46,096 件 | 2,188 件 | 562 件 | 1,534 件 | 92 件 |
| 合 計 | 178,553 件 | 9,180 件 | 2,811 件 | 5,776 件 | 593 件 |

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

④就業情報提供事業

就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するため

図表2-1-5 就業情報提供事業の実施状況

| | 情報提供件数 (延べ数) | 就業実績 (延べ数) | | | |
|------------------|-----------------|------------|---------|---------|---------|
| | | 総数 | 内 訳 | | |
| | | | 常勤 | 非常勤・パート | 自営業・その他 |
| 平成 15 年度 | 7,256 件 | 653 件 | 207 件 | 415 件 | 31 件 |
| (4月～12月) | 2,888 件 | 319 件 | 74 件 | 235 件 | 10 件 |
| 平成 16 年度 | 22,798 件 | 2,099 件 | 916 件 | 1,089 件 | 94 件 |
| (4月～12月) | 16,065 件 | 1,491 件 | 633 件 | 810 件 | 48 件 |
| 平成 17 年度 | 29,097 件 | 2,757 件 | 1,105 件 | 1,507 件 | 145 件 |
| (4月～12月) | 22,940 件 | 2,037 件 | 849 件 | 1,054 件 | 134 件 |
| 平成 18 年度 | 36,597 件 | 3,283 件 | 1,278 件 | 1,866 件 | 139 件 |
| (4月～12月) | 29,627 件 | 2,544 件 | 941 件 | 1,497 件 | 106 件 |
| 平成 19 年 (4月～12月) | 30,619 件 | 2,620 件 | 1,123 件 | 1,358 件 | 139 件 |
| 合 計 | 126,367 件 | 11,412 件 | 4,629 件 | 6,235 件 | 548 件 |

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

の啓発活動などを行った。

就業情報提供事業の実施状況は、図表2-1-5のとおりであり、平成19(2007)年4月から12月までにおいて、情報提供件数、就業実績ともに平成18(2006)年度同時期と比べ増加し、平成15(2003)年度同時期と比べそれぞれ約10.6倍、約8.2倍になった。

⑤母子家庭等地域生活支援事業

母子家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取決めなど生活に密着した様々な法律・経済的問題等について、外部から弁護士等の専門家を招いて特別相談事業を実施した。

また、平成19(2007)年度には、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決めや支払の履行・強制執行に関する相談や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施した。

母子家庭等地域生活支援事業の実施状況は、図表2-1-6のとおりである。

図表2-1-6 母子家庭等地域生活支援事業の実施状況

| | 相談 延べ件数 総数 | 相談内容 | | | | | |
|---------------|------------------|------------|--------------|--------|--------|--------------|--------|
| | | 離婚前の 相談 | 養育費関 係の相談 | 法律問題 | | 子育て・生活 支援 | その他 |
| | | | | 経済的相談 | その他 | | |
| 平成15年度 | 2,585件 | — | 577件 | 678件 | 746件 | 263件 | 321件 |
| 平成16年度 | 3,559件 | — | 844件 | 791件 | 1,124件 | 348件 | 452件 |
| 平成17年度 | 4,102件 | 724件 | 875件 | 722件 | 931件 | 431件 | 419件 |
| (4月～12月) | 2,665件 | — | 721件 | 564件 | 786件 | 295件 | 299件 |
| 平成18年度 | 4,687件 | 954件 | 1,100件 | 781件 | 810件 | 488件 | 554件 |
| (4月～12月) | 3,529件 | 695件 | 848件 | 561件 | 630件 | 369件 | 426件 |
| 平成19年(4月～12月) | 3,680件 | 834件 | 952件 | 574件 | 667件 | 305件 | 348件 |
| 合計 | 18,613件 | 2,512件 | 4,348件 | 3,546件 | 4,278件 | 1,835件 | 2,094件 |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

⑥地域の実情に応じた実績向上に向けた取組

②～⑤でみたように、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実績は大きく伸びてきているが、図表2-1-7にみるように、地域ごとにその実績にはばらつきがみられ、今後は各地の好事例などを参考にしながら、それぞれの地域の実情に応じた積極的な取組が求められている。

図表2-1-7 母子家庭等就業・自立支援センター実施状況（平成18年度）

| 区分 | No | 都道府県 | 就業相談 | | 就業支援講習会 | | 就業実績 | |
|------|----|------|----------------|-------------|----------------|------------|----------------|-----------|
| | | | 相談件数 (延べ件数) | 支援割合 | 受講者数 (延べ件数) | 支援割合 | 就業件数 (延べ件数) | 支援割合 |
| 都道府県 | 1 | 北海道 | 1,139 | (3.64%) | 1,153 | (3.69%) | 102 | (0.33%) |
| | 2 | 青森県 | 159 | (1.29%) | 4,519 | (36.59%) | 46 | (0.37%) |
| | 3 | 岩手県 | 313 | (2.98%) | 876 | (8.35%) | 25 | (0.24%) |
| | 4 | 宮城県 | 309 | (3.01%) | 3,309 | (32.27%) | 17 | (0.17%) |
| | 5 | 秋田県 | 9,993 | (163.44%) | 213 | (3.48%) | 235 | (3.84%) |
| | 6 | 山形県 | 180 | (2.48%) | 53 | (0.73%) | 21 | (0.29%) |
| | 7 | 福島県 | 1,311 | (12.68%) | 90 | (0.87%) | 18 | (0.17%) |
| | 8 | 茨城県 | — | (—) | 29 | (0.13%) | 0 | (0.00%) |
| | 9 | 栃木県 | 287 | (2.97%) | 965 | (10.00%) | 26 | (0.27%) |
| | 10 | 群馬県 | 202 | (1.47%) | 78 | (0.57%) | 8 | (0.06%) |
| | 11 | 埼玉県 | 955 | (2.82%) | 295 | (0.87%) | 10 | (0.03%) |
| | 12 | 千葉県 | 267 | (1.03%) | 452 | (1.74%) | 72 | (0.28%) |
| | 13 | 東京都 | 415 | (0.54%) | 184 | (0.24%) | 47 | (0.06%) |
| | 14 | 神奈川県 | 151 | (0.93%) | 218 | (1.34%) | 19 | (0.12%) |
| | 15 | 新潟県 | 477 | (5.26%) | 17 | (0.19%) | 98 | (1.08%) |
| | 16 | 富山県 | 387 | (11.81%) | 909 | (27.74%) | 57 | (1.74%) |
| | 17 | 石川県 | 66 | (1.65%) | 594 | (14.84%) | 20 | (0.50%) |
| | 18 | 福井県 | 369 | (7.67%) | 1,156 | (24.03%) | 47 | (0.98%) |
| | 19 | 山梨県 | 45 | (0.79%) | 64 | (1.12%) | 3 | (0.05%) |
| | 20 | 長野県 | 5,719 | (51.24%) | 183 | (1.64%) | 386 | (3.46%) |
| | 21 | 岐阜県 | 293 | (3.01%) | 229 | (2.35%) | 2 | (0.02%) |
| | 22 | 静岡県 | 2,523 | (18.86%) | 94 | (0.70%) | 178 | (1.33%) |
| | 23 | 愛知県 | 3,996 | (17.86%) | 371 | (1.66%) | 274 | (1.22%) |
| | 24 | 三重県 | 16 | (0.12%) | 256 | (1.96%) | 4 | (0.03%) |
| | 25 | 滋賀県 | 461 | (5.41%) | 588 | (6.90%) | 101 | (1.19%) |
| | 26 | 京都府 | 1,855 | (22.04%) | 599 | (7.12%) | 82 | (0.97%) |
| | 27 | 大阪府 | 484 | (1.16%) | 2,654 | (6.34%) | 138 | (0.33%) |
| | 28 | 兵庫県 | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| | 29 | 奈良県 | 2,522 | (32.85%) | 176 | (2.29%) | 123 | (1.60%) |
| | 30 | 和歌山県 | 406 | (6.72%) | 591 | (9.79%) | 20 | (0.33%) |
| | 31 | 鳥取県 | 339 | (6.89%) | 900 | (18.30%) | 14 | (0.28%) |
| | 32 | 島根県 | 251 | (5.24%) | 73 | (1.52%) | 53 | (1.11%) |
| | 33 | 岡山県 | 295 | (5.75%) | 127 | (2.48%) | 28 | (0.55%) |
| | 34 | 広島県 | 110 | (1.34%) | 30 | (0.36%) | 12 | (0.15%) |
| | 35 | 山口県 | 187 | (2.03%) | 137 | (1.49%) | 27 | (0.29%) |
| | 36 | 徳島県 | 76 | (1.14%) | 225 | (3.37%) | 42 | (0.63%) |
| | 37 | 香川県 | 26 | (0.57%) | 54 | (1.18%) | 6 | (0.13%) |
| | 38 | 愛媛県 | 42 | (0.53%) | 51 | (0.64%) | 10 | (0.13%) |
| | 39 | 高知県 | 1,812 | (48.19%) | 60 | (1.60%) | 160 | (4.26%) |
| | 40 | 福岡県 | 259 | (0.97%) | 930 | (3.50%) | 90 | (0.34%) |
| | 41 | 佐賀県 | 196 | (2.58%) | 24 | (0.32%) | 14 | (0.18%) |
| | 42 | 長崎県 | 313 | (3.33%) | 2,014 | (21.42%) | 59 | (0.63%) |
| | 43 | 熊本県 | 868 | (8.76%) | 121 | (1.22%) | 96 | (0.97%) |
| | 44 | 大分県 | 235 | (3.88%) | 39 | (0.64%) | 159 | (2.62%) |
| | 45 | 宮崎県 | 96 | (1.08%) | 100 | (1.12%) | 4 | (0.04%) |
| | 46 | 鹿児島県 | 122 | (1.13%) | 69 | (0.64%) | 23 | (0.21%) |
| | 47 | 沖縄県 | 161 | (0.79%) | 166 | (0.81%) | 94 | (0.46%) |
| 小計 | | | 40,688 | (6.41%) | 26,035 | (4.10%) | 3,070 | (0.48%) |

(つづき)

| 区分 | No | 指定都市 中核市 | 就業相談 | | 就業支援講習会 | | 就業実績 | |
|--------|------|-------------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|-----------|
| | | | 相談件数 (延べ件数) | 支援割合 | 受講者数 (延べ件数) | 支援割合 | 就業件数 (延べ件数) | 支援割合 |
| 政令指定都市 | 48 | 札幌市 | 7,508 | (39.58%) | 8,397 | (44.26%) | 418 | (2.20%) |
| | 49 | 仙台市 | 739 | (10.45%) | 100 | (1.41%) | 58 | (0.82%) |
| | 50 | さいたま市 | 432 | (7.17%) | 266 | (4.41%) | 11 | (0.18%) |
| | 51 | 千葉市 | 631 | (10.70%) | 200 | (3.39%) | 124 | (2.10%) |
| | 52 | 横浜市 | 43 | (0.23%) | 656 | (3.46%) | 0 | (0) |
| | 53 | 川崎市 | 188 | (2.87%) | 30 | (0.46%) | 39 | (0.60%) |
| | 54 | 新潟市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| | 55 | 静岡市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| | 56 | 浜松市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| | 57 | 名古屋市 | 4,577 | (28.16%) | 1,189 | (7.32%) | 82 | (0.50%) |
| | 58 | 京都市 | 409 | (3.28%) | 79 | (0.63%) | 49 | (0.39%) |
| | 59 | 大阪市 | 1,437 | (4.85%) | 487 | (1.64%) | 529 | (1.79%) |
| | 60 | 堺市 | 598 | (6.56%) | 110 | (1.21%) | 244 | (2.68%) |
| | 61 | 神戸市 | 158 | (1.26%) | 87 | (0.69%) | 60 | (0.48%) |
| | 62 | 広島市 | 1,523 | (17.74%) | 308 | (3.59%) | 70 | (0.82%) |
| | 63 | 北九州市 | 340 | (3.16%) | 4,839 | (45.04%) | 70 | (0.65%) |
| 64 | 福岡市 | 351 | (2.67%) | 302 | (2.29%) | 48 | (0.36%) | |
| | 小計 | | 18,934 | (9.99%) | 17,050 | (9.00%) | 1,802 | (0.95%) |
| 中核市 | 65 | 旭川市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| | 66 | 函館市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| | 67 | 青森市 | 73 | (2.24%) | — | (—) | 0 | (0) |
| | 68 | 秋田市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| | 69 | 郡山市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| | 70 | いわき市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| | 71 | 宇都宮市 | 251 | (6.76%) | 207 | (5.58%) | 20 | (0.54%) |
| | 72 | 川越市 | — | (—) | 61 | (3.00%) | — | (—) |
| | 73 | 船橋市 | — | (—) | 87 | (3.15%) | — | (—) |
| | 74 | 横須賀市 | — | (—) | 81 | (2.52%) | — | (—) |
| | 75 | 相模原市 | 138 | (2.94%) | 81 | (1.72%) | 25 | (0.53%) |
| | 76 | 富山市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| | 77 | 金沢市 | 90 | (3.13%) | 303 | (10.54%) | 15 | (0.52%) |
| | 78 | 長野市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| | 79 | 岐阜市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| | 80 | 豊橋市 | 102 | (4.08%) | 49 | (1.96%) | 0 | (0) |
| | 81 | 豊田市 | 83 | (4.31%) | 17 | (0.88%) | 0 | (0) |
| | 82 | 岡崎市 | 159 | (8.23%) | 37 | (1.92%) | 1 | (0.05%) |
| | 83 | 高槻市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| | 84 | 東大阪市 | — | (—) | 16 | (0.29%) | — | (—) |
| | 85 | 姫路市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) |
| 86 | 奈良市 | — | (—) | 44 | (1.51%) | — | (—) | |
| 87 | 和歌山市 | — | (—) | 18 | (0.42%) | — | (—) | |
| 88 | 岡山市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) | |
| 89 | 倉敷市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) | |
| 90 | 福山市 | 20 | (0.50%) | 37 | (0.92%) | 2 | (0.05%) | |
| 91 | 下関市 | — | (—) | 20 | (0.67%) | — | (—) | |
| 92 | 高松市 | 18 | (0.48%) | 9 | (0.24%) | 5 | (0.13%) | |
| 93 | 松山市 | — | (—) | 993 | (18.10%) | — | (—) | |
| 94 | 高知市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) | |
| 95 | 長崎市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) | |
| 96 | 熊本市 | 78 | (1.09%) | 2,467 | (34.34%) | 13 | (0.18%) | |
| 97 | 大分市 | — | (—) | — | (—) | — | (—) | |
| 98 | 宮崎市 | — | (—) | 2,155 | (52.29%) | — | (—) | |
| 99 | 鹿児島市 | — | (—) | 1,580 | (27.41%) | — | (—) | |
| | 小計 | | 1,012 | (0.77%) | 8,262 | (6.31%) | 81 | (0.06%) |
| | 合計 | | 60,634 | (6.34%) | 51,347 | (5.37%) | 4,953 | (0.52%) |

※「支援割合」とは、平成18年度末現在の児童扶養手当受給者に占める支援延べ件数の割合。

コラム1

母子家庭等就業・自立支援センター事業（高知県及び高知市）

－母子家庭の母の生活実態を踏まえたきめ細やかな就業支援－

高知県における母子家庭等就業・自立支援センター事業は、高知県と高知市が共同で特定非営利活動法人「大地の会」に事業の全部を委託して実施しており、「こうち男女共同参画センター」（愛称：ソーレ）の2階に設置されている。

ソーレは、男女共同参画社会の実現に向け、県民と行政が一体となって女性問題等を解決していくための拠点として設置された総合的施設であり、各種啓発活動や研修等を行っているほか、女性問題等に関する支援をワンストップで受けられる施設である。また、高知市中心部に位置していることから、バス・電車等による交通アクセスにも優れている。

センターは、職員3名で運営しているが、職業紹介の許可も取得していることから、相談だけでなく、訪れた母子家庭の母等にとって適職であると考えられる求人に関して迅速な職業紹介を行うことが可能となっている。

センターの特徴的な取組としては、①移動就業相談会の開催、②施設機能を活かした低料金によるパソコン講習会の開催、③毎月1回以上の無料法律相談会の開催を行っている。

移動就業相談会については、毎年度8月に実施している児童扶養手当現況届の受付会場に就業相談コーナーを開設し、母子家庭の母に対して、就業に関する情報を入手する機会を提供するとともに、生活実態を踏まえたきめ細かな就業支援を行っている。本相談会の開催は、就業に関する悩み等を抱えながらも、仕事と子育てに忙しく適切な相談が受けられずにいた母子家庭の母に対して就業支援が可能になるなど効果があることから、今後も現況届の届出期間にあわせて実施することとしている。

パソコン講習会については、財団法人21世紀職業財団及び財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団と連携し、ワードやエクセル等のパソコン講座等、就業に役立つ講習会を開催している。講習会の実施に当たっては、ソーレ内に設置されているパソコンを使用し低料金での利用が可能となっているほか、企業の人事担当者を招き企業が求める人材像などに関する講習も行っている。また、高知県はテレワークに力を入れている自治体の一つということもあり、本講習会でもSOHO(small office home office)（在宅就業の一形態）を理解するためのデータ入力体験講習を行っている。

無料法律相談会については、平成19(2007)年度は15回開催しており、相談員として司法書士を招き、慰謝料、養育費、親権等の相談を行うとともに、開催について県や市の広報で周知を図っている。

就業相談の実績についてみると、平成18(2006)年度が延べ1,812件、平成19(2007)年4月～12月が1,314件、1人当たりの利用者の平均相談件数は6回となっており、きめ細やかな対応を行っている。また、このうち就業に結び付いた件数は、平成18(2006)年度が160件、平成19(2007)年4月～12月が112件となっており、高い就業実績を上げている。

今後は、更にきめ細かな就業支援サービスを提供するために、日中働いている母子家庭の母等を対象に夜間の講習会を開催すること等についても検討していく予定である。

(3) 母子自立支援員の配置

母子家庭の母等に対しては、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談等の支援を行いつつ、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行うことが重要である。このため、平成15(2003)年4月に施行された改正母子及び寡婦福祉法により、これまで都道府県に配属されていた母子相談員について、その名称を母子自立支援員に改め、市及び福祉事務所設置町村にも配置することとされるとともに、職業能力向上と求職活動に関する支援の業務が追加された。これにより、母子自立支援員は、就業問題なども含め母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭の母の自立に向けた総合的な支援を行うことが期待されている。

母子自立支援員は、全国で、平成15(2003)年度には1,343名であったが、平成19(2007)年12月末現在には1,469名と増加するとともに、常勤者の割合が34.0%（平成15(2003)年度は28.4%）と高まっている。（図表2-1-8）

平成19(2007)年度においては、母子自立支援員が十分にその役割を果たせるよう、全国研修会やブロックごとの研修会を開催し、関連諸分野の専門家を講師に招くなどして、その資質の向上を図った。

図表2-1-8 母子自立支援員の配置状況

| | 常勤 | 非常勤 | 計 |
|--------|------|--------|--------|
| 平成15年度 | 381名 | 962名 | 1,343名 |
| 平成16年度 | 363名 | 1,003名 | 1,366名 |
| 平成17年度 | 360名 | 1,025名 | 1,385名 |
| 平成18年度 | 411名 | 1,035名 | 1,446名 |
| 平成19年度 | 499名 | 970名 | 1,469名 |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

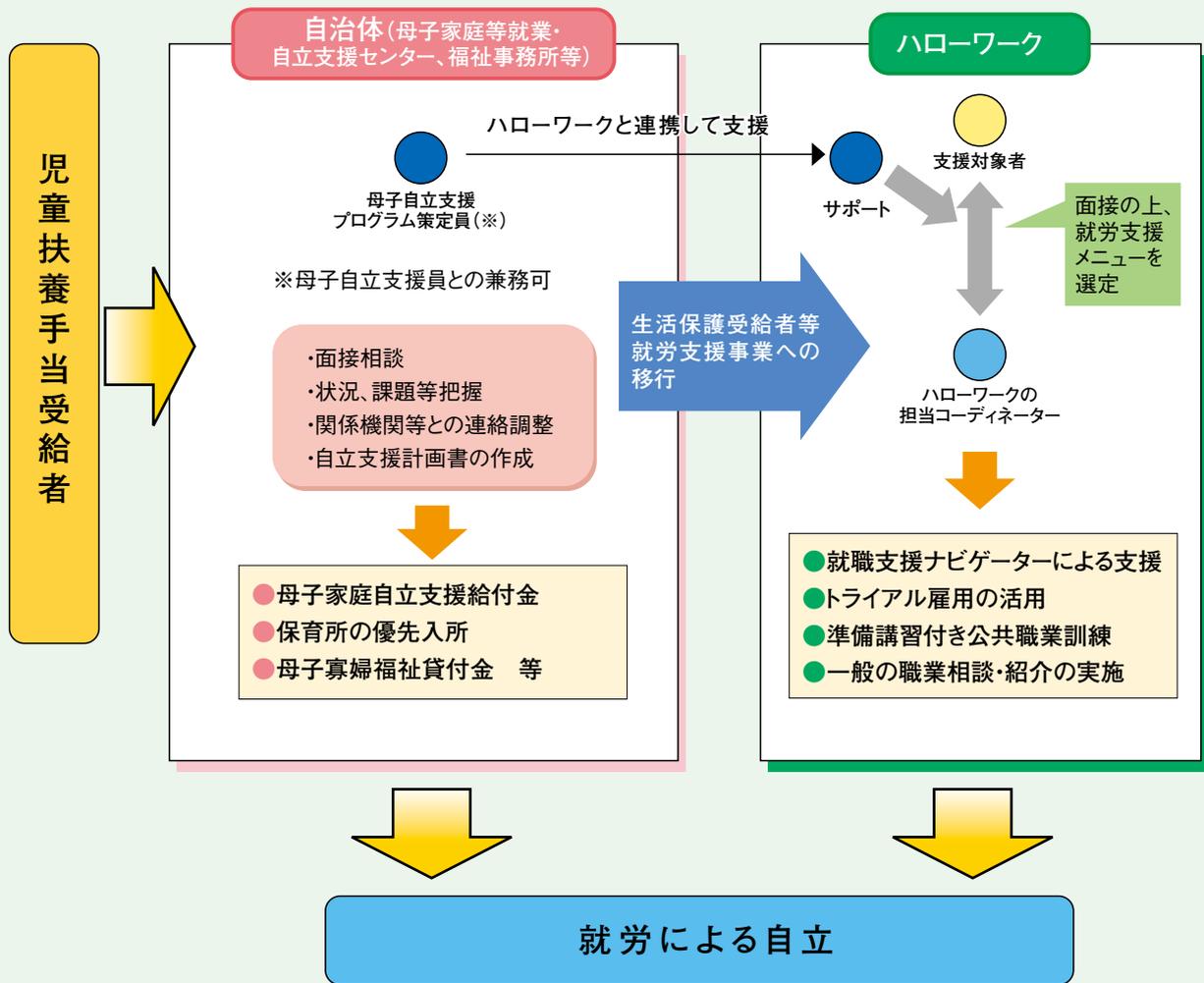
(注) 各年度末現在。平成19(2007)年度は平成19(2007)年12月末現在。

(4) 母子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者の自立を促進するためには、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムを策定し、これを基に母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと緊密に連携しつつ、就業に結び付けていく必要がある。

このため、福祉事務所等に母子自立支援プログラム策定員を配置し、母子自立支援員等と連携し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかに、確実に、児童扶養手当受給者の自立促進を図っていくことを目的とした母子自立支援プログラム策定事業を平成17(2005)年度から実施している（図表2-1-9）。

図表2-1-9 母子自立支援プログラム策定事業について



平成17(2005)年度は、東京都、大阪府及び指定都市においてモデル的に実施し、平成18(2006)年度からは全国で実施している。その実施状況は図表2-1-10、実績は図表2-1-11のとおりとなっており、平成19(2007)年4月から12月までにおいて、自立支援計画書策定件数は前年度同時期より約2.1倍、就業実績は約2.3倍に増加した。

また、母子自立支援プログラムの一環として、ハローワークに就労支援コーディネーター及び就職支援ナビゲーターを配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労支援事業を実施している。

その実施状況は図表2-1-12のとおりとなっており、平成19(2007)年4月から平成20(2008)年3月までにおいて、福祉事務所がハローワークに対して支援要請を行った者は、5,114人であり、この事業による就労支援の結果、就職件数が3,077件(就職率60.2%)となっている。

図表2-1-10 平成18(2006)年度の母子自立支援プログラム策定事業の実施状況

| | 都道府県 (47) | 指定都市 (17) | 中核市 (35) | 一般市等 (768) | 合計 (867) |
|--------|------------------|-------------------|------------------|--------------------|--------------------|
| 実施自治体数 | 40 か所 (27 か所) | 17 か所 (12 か所) | 29 か所 (14 か所) | 320 か所 (152 か所) | 406 か所 (205 か所) |
| 実施割合 | 85.1% (57.4%) | 100.0% (80.0%) | 82.9% (37.8%) | 41.7% (20.0%) | 46.8% (23.8%) |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)「一般市等」とは、市（指定都市及び中核市を除く。）、特別区及び福祉事務所設置町村のことである。

図表2-1-11 母子自立支援プログラム策定事業の実績

| | 自立支援計画書 策定件数 | 就業実績 (延べ数) | | | |
|---------------|-----------------|------------|--------|---------|---------|
| | | 総数 | 常勤 | 非常勤・パート | 自営業・その他 |
| 平成17年度 | 403件 | 211件 | 75件 | 119件 | 17件 |
| (4月～12月) | 199件 | 71件 | 18件 | 52件 | 1件 |
| 平成18年度 | 2,707件 | 1,590件 | 747件 | 788件 | 55件 |
| (4月～12月) | 2,171件 | 1,006件 | 465件 | 493件 | 48件 |
| 平成19年(4月～12月) | 4,538件 | 2,306件 | 1,117件 | 1,096件 | 93件 |
| 合 計 | 7,648件 | 4,107件 | 1,939件 | 2,003件 | 165件 |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

図表2-1-12 「生活保護受給者等就労支援事業」の実施状況 (母子家庭の母分)

| | ①支援対象者 | ②支援開始者 | ③就職件数 | ④就職率 (③/①) |
|---------------|--------|--------|-------|------------|
| 平成19年度(4月～3月) | 5,114 | 4,290 | 3,077 | 60.2% |

資料：厚生労働省職業安定局調べ

コラム2

母子自立支援プログラム策定事業（足立区）

ープログラム策定員によるきめ細やかな就業支援ー

足立区は、母子自立支援プログラム策定事業がモデル事業であった平成17(2005)年度から事業を実施している自治体の一つであり、母子家庭の母の自立支援に熱心に取り組んでいる。

足立区においては、プログラム策定員を児童扶養手当の窓口配置することにより、相談に訪れた母子家庭の母に関する基本的情報の把握が可能となっているとともに、プログラム策定事業を始めとした就業支援施策の説明や具体的な相談支援を行うことができるようになっている。

母子家庭の母に対して効果的な支援を行うためには、何よりもまず本事業を知ってもらうことが重要であることから、区広報紙やホームページ等あらゆる媒体を活用して紹介に努めている。児童扶養手当受給者のうち非就業者については、個別の電話連絡やセミナーへの参加を促すとともに、離婚後なるべく早い時期に就業に結び付くよう、児童扶養手当申請時に「就業希望相談アンケート」を配布し、希望者には電話連絡を行うとともに、個別相談を行っている。さらに、他の母子家庭の母で本事業を利用し就業に結び付いた具体的な事例を窓口に掲示することにより、本事業の周知を図るとともに、就業に向けた意識の醸成を図っている。

また、新聞の就職折り込み広告や区の職員募集情報などを常時チェックし、有益な情報については切り取って窓口で配布するなど、早期就業に結び付くような様々な工夫を行っている。

こうした取組の結果、平成19(2007)年4月～12月の9か月間におけるプログラム策定件数は、平成18(2006)年度1年間の1.57倍の36件となり、そのうち就業に結び付いた者の数は23件となっている。

《個別事例》

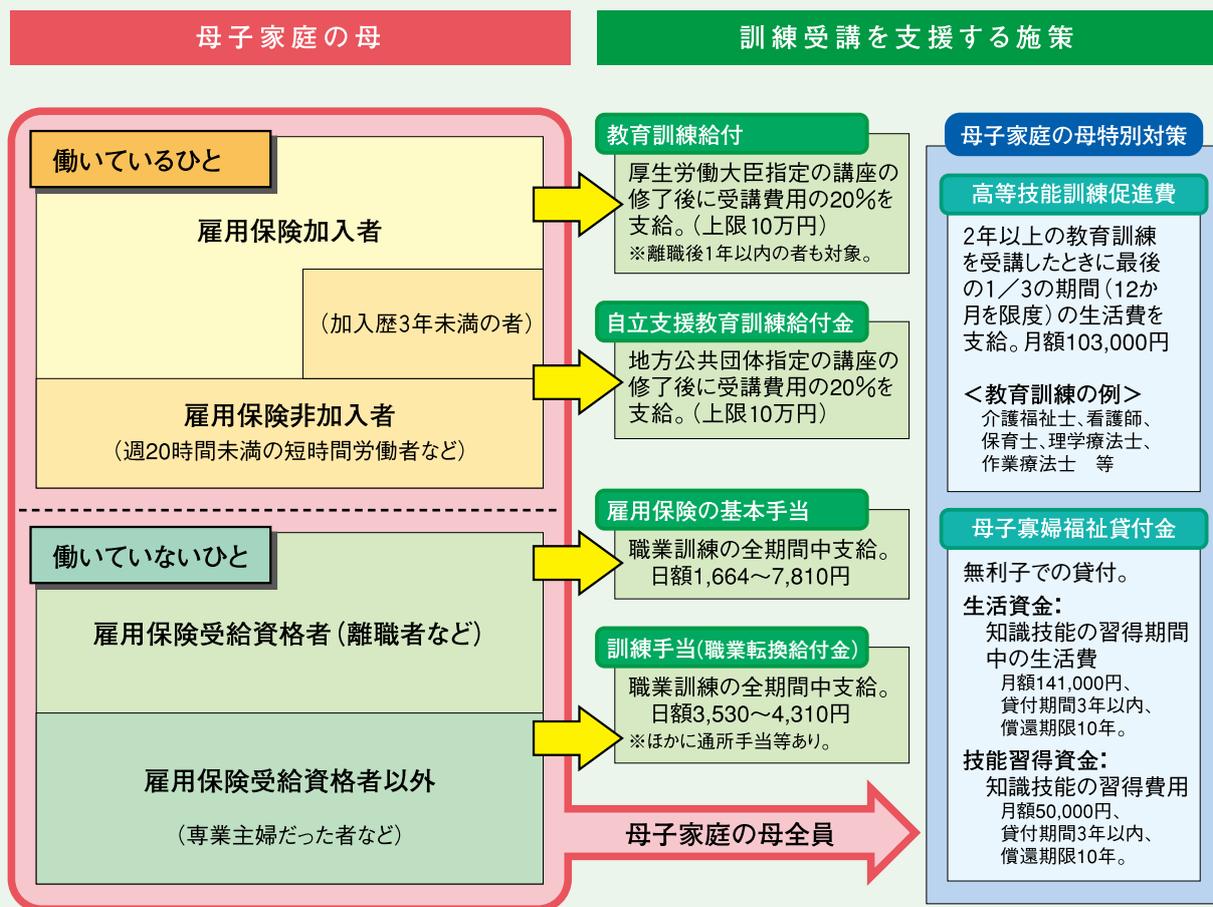
| | |
|--|--|
| <p><事例1> 生活を維持するために早期就職が課題であったが、就職して即戦力となるよう職業訓練を受講し、パソコンスキルの向上を図るとともに、並行して求職活動を行った結果、母子家庭の母本人が納得できる条件で就職に結び付いたケース</p> | |
| 世帯構成 | 本人（33歳）と子ども1人（3歳（保育園児））の2人世帯 |
| 本人の経歴 | 就業経験は大学卒業後2年間のみで、その後の仕事のブランクは長く、離婚後は無職で児童扶養手当、養育費、貯金の取崩し等により生活を送る。 |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・無職だったので早期就業を希望しており、町役場担当者を通じてプログラム策定員の面接相談が行われ、プログラムを策定。子どもの養育は、日常生活支援事業や町のファミリーサポート制度を活用。 ・基本的なパソコン操作は支障なく行えたが、企業に就職し即戦力になるためにも、パソコンスキルを高めたい希望が強く、貯金で生計を賄いながら「OA実務科」の職業訓練を受講。訓練期間中も、希望条件を満たす求人があればその都度検討を行い、職業訓練によるスキルアップと並行して求職活動を行った。 |
| 結果 | 本人が、就労意欲を高く持ち、ねばり強く前向きに自立への努力を行った結果、職業訓練開始から2か月後、化学産業の営業事務員の正社員として就職。 |

| | |
|---|---|
| <p><事例2> 正社員での就労を希望し、パート勤務をしながらも、資格の取得、転職活動を精力的に行った結果、本人の納得のいく就職ができたケース</p> | |
| 世帯構成 | 本人（35歳）と子ども（9歳、4歳）の3人世帯 |
| 本人の経歴 | 離婚後、パート勤務をしていたが、収入が低く不安定なため、転職を希望し、独自で求職活動を行うも、資格などの壁に悩み、相談に訪れる。 |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・転職に向けて課題を明確にし、プログラムを策定。 ・ハローワークで事務職（正社員）を探すも、倍率も高く年齢的にも難しいため、自立支援教育訓練給付金事業を活用し、医療事務教育講座歯科実践コンピューターコースを受講。 ・訓練期間中は、昼間はパートで働き、夜間は子どもを実母に預け、約4か月間熱心に勉強し、メディカルオペレーターの資格を取得。資格取得後もパート勤務をしながら就職活動を続け、採用年齢より3年上であったが、精神病院での医療事務採用の求人に応募し、本人の真剣かつ積極的な取組の結果、採用となった。 |
| 結果 | 課題を明確にし、支援制度の活用や周囲の環境にも恵まれ、1つ1つ着実に課題をクリアして熱心に努力した結果、正社員として雇用された。 |

2 職業能力開発

母子家庭の母については、婚姻中離職していたことにより職業能力が低下していたり、就業していても、より高収入の得られる専門的な職業能力に欠ける場合もみられる。このため、無料で公共職業訓練を実施するとともに、平成15(2003)年度からは、従来の公共職業訓練に加えて、地方公共団体が母子家庭の母を対象に自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費を支給する事業等を実施している。(図表2-1-13)

図表2-1-13 母子家庭の母の職業訓練メニュー



※ 教育訓練給付及び自立支援教育訓練給付金の支給率及び上限額の数値は、平成19(2007)年10月以降のもの。

(1) 公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、平成19(2007)年度においても引き続き訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしてきたところである。

なお、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、雇用対策法に基づく訓練手当が支給されるが、平成18(2006)年度においては、1,023人が訓練手当を受給している。

また、母子家庭自立支援プログラムに基づく就労支援を受ける母子家庭の母等を対象に、民間の教育訓練機関等の多様な委託先を活用した「準備講習付き職業訓練」を実施している。この「準備講習付き職業訓練」では、就職のための準備段階として、ビジネスマナー講習や自己の職業適性理解講習などを行う「準備講習」(4～5日程度)を実施し、その後、実際の職業に必要な技能・知識を習得させることを目的とした「職業訓練」(3～6か月程度)を実施している。

(2) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭の自立を促進するため、平成15(2003)年度から、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を

受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施している。

実施主体は、地方公共団体(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができることになっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況は図表2-1-14、実績は図表2-1-15及び図表2-1-16のとおりとなっており、平成19(2007)年4月から12月までにおいて、自立支援教育訓練給付金の支給件数は平成18(2006)年度同時期と比べ減少しているが、平成15(2003)年度同時期と比べると35.4倍に増えており、就業実績は平成18(2006)年度同時期と比べ増加(平成15(2003)年度同時期と比べ約37.3倍)した。

図表2-1-14 自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

| | 都道府県 (47) | 指定都市 (17) | 中核市 (35) | 一般市等 (768) | 合計 (867) |
|--------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| 実施自治体数 | 47か所 (47か所) | 17か所 (15か所) | 33か所 (33か所) | 613か所 (525か所) | 710か所 (620か所) |
| 実施割合 | 100.0% (100.0%) | 100.0% (100.0%) | 94.3% (89.2%) | 79.8% (69.0%) | 81.9% (72.1%) |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)1. 上段の数字は、平成19(2007)年度、下段 () 内の数字は、平成18(2006)年度のものである。

2. 「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである。

図表2-1-15 自立支援教育訓練給付金事業の支給件数等

| | 事前相談件数 | 受講開始件数 | 支給件数 |
|---------------|---------|---------|---------|
| 平成15年度 | 1,569件 | 483件 | 186件 |
| (4月～12月) | 938件 | 253件 | 62件 |
| 平成16年度 | 6,001件 | 3,129件 | 2,032件 |
| (4月～12月) | 4,491件 | 2,212件 | 1,252件 |
| 平成17年度 | 7,203件 | 4,156件 | 3,389件 |
| (4月～12月) | 5,328件 | 2,999件 | 2,295件 |
| 平成18年度 | 6,557件 | 3,696件 | 3,229件 |
| (4月～12月) | 5,666件 | 2,981件 | 2,468件 |
| 平成19年(4月～12月) | 5,428件 | 2,699件 | 2,196件 |
| 合計 | 26,758件 | 14,163件 | 11,032件 |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

図表2-1-16 自立支援教育訓練給付金事業による就業実績の状況

| | 総数 | | | |
|---------------|--------|---------|---------|------|
| | 常勤 | 非常勤・パート | 自営業・その他 | |
| 平成15年度 | 89件 | 27件 | 57件 | 5件 |
| (4月～12月) | 31件 | 6件 | 24件 | 1件 |
| 平成16年度 | 938件 | 278件 | 565件 | 95件 |
| (4月～12月) | 522件 | 162件 | 315件 | 45件 |
| 平成17年度 | 1,810件 | 624件 | 1,034件 | 152件 |
| (4月～12月) | 1,087件 | 312件 | 673件 | 102件 |
| 平成18年度 | 1,857件 | 749件 | 980件 | 128件 |
| (4月～12月) | 1,155件 | 417件 | 653件 | 85件 |
| 平成19年(4月～12月) | 1,156件 | 430件 | 652件 | 74件 |
| 合計 | 5,850件 | 2,108件 | 3,288件 | 454件 |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(3) 高等技能訓練促進費事業

看護師、介護福祉士、保育士などの資格は、母子家庭の母の就職の促進に効果が高いこともあり、取得の促進が求められている。その一方で、これらの資格を取得するための養成機関においては、一定の期間、昼間に授業を行うこととなっている場合が多いため、生計の担い手でありその収入が途絶えると生活を維持することが難しくなる母子家庭の母にとっては、受講それ自体が難しい状況にある。

こうしたことから、母子家庭の母の受講期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、平成15(2003)年度から、看護師等の養成機関で2年以上修業する場合に、その一定期間(修業期間の最後の3分の1の期間(上限12か月))、高等技能訓練促進費(月額10万3千円)を支給する高等技能訓練促進費事業を実施している。

実施主体は、地方公共団体(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)であり、対象となる資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など、都道府県等の長が地域の実情に応じて定める資格を指定することとなっている。

また、高等技能訓練促進費のほか、母子寡婦福祉貸付金において、無利子で生活資金や技能習得資金の貸付けを利用することができ、これにより、受講期間の全期間にわたる経済的な支援を行っている。

高等技能訓練促進費事業の実施状況は図表2-1-17、実績は図表2-1-18のとおりとなっており、平成19(2007)年4月から12月までにおいて、高等技能訓練促進費の支給件数は平成18(2006)年度同時期と比べ約1.4倍に増加している。なお、平成15(2003)年4月から平成19(2007)年12月までに高等技能訓練促進費を受給し、就業した者1,902人のうち、1,625人が常勤職員となっており、その割合は約85%となっている(図表2-1-19)。

図表2-1-17 高等技能訓練促進費事業の実施状況

| | 都道府県 (47) | 指定都市 (17) | 中核市 (35) | 一般市等 (768) | 合計 (867) |
|--------|------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 実施自治体数 | 45か所 (42か所) | 17か所 (14か所) | 29か所 (29か所) | 455か所 (376か所) | 546か所 (461か所) |
| 実施割合 | 95.7% (89.4%) | 100.0% (93.3%) | 82.9% (78.4%) | 59.2% (49.4%) | 63.0% (53.6%) |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成19(2007)年度、下段()内の数字は、平成18(2006)年度のものである。
2. 「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである。

図表2-1-18 高等技能訓練促進費事業の支給件数等

| | 支給件数 | 資格取得者数 |
|---------------|--------|--------|
| 平成17年度 | 755件 | 709件 |
| (4月～12月) | 717件 | 36件 |
| 平成18年度 | 993件 | 873件 |
| (4月～12月) | 977件 | 64件 |
| 平成19年(4月～12月) | 1,322件 | 134件 |
| 合計 | 3,070件 | 1,716件 |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

図表2-1-19 高等技能訓練促進費事業による就業実績の状況
(平成15(2003)年4月～平成19(2007)年12月)

| 総数 | 常勤 | 非常勤・パート | 自営業・その他 |
|--------|--------|---------|---------|
| 1,902件 | 1,625件 | 208件 | 69件 |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(4) 保育士資格の取得

保育士資格の取得に関しては、母子家庭等の就業を支援する観点から、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者について、①指定保育士養成施設において必修科目となっている保育実習の一部を、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事したことをもって免除できること、②保育士試験の受験資格に、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事した実務経験を換算できることとなっている。

3 雇用・就業機会の増大

母子家庭の母等については、就業に当たって子育てと両立できることが求められる一方で、

母子のみで自立できる収入の確保が必要となることから、一般的に、通常の求職者よりその就職条件は難しい状況にある。このため、1及び2において述べた就職支援、能力開発支援に加えて、母子家庭の母等の雇用・就業機会の増大に資する施策として、特定求職者雇用開発助成金や常用雇用転換奨励金の支給、母子福祉団体等への事業発注などを促す取組を行った。

(1) 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等の就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金(図表2-1-20)を支給している。

平成19(2007)年度は、母子家庭の母等を継続して雇用する事業主に対して、22,463(速報値)件(平成18(2006)年度22,236件)、59(速報値)億円(同58億円)を支給した。

図表2-1-20 特定求職者雇用開発助成金の助成額と助成期間
(母子家庭の母等・平成19年10月雇入れ以降)

| 対象労働者（一般被保険者） | 助成額 | | 助成期間 |
|-------------------|------|------|------|
| | 大企業 | 中小企業 | |
| ① 母子家庭の母等 ※ | 50万円 | 60万円 | 1年 |
| ② 母子家庭の母等（短時間労働者） | 30万円 | 40万円 | 1年 |

※ 短時間労働者を除く

(2) 常用雇用転換奨励金

母子家庭の母は、生計の担い手であり、就業意欲が高く、安定した仕事に就くことを望んでいるが、その一方で、仕事の経験が乏しいために技能習得が不十分であったり、子どもの養育等のために就ける仕事に制限があるなど、望む仕事を得にくい状況にある。

こうしたことから、母子家庭の母と有期雇用契約を結び、必要な研修・訓練を実施した後、常用雇用(雇用期間の定めのない雇用契約)に移行し、6か月以上継続して雇用した場合に、地方公共団体(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)が事業主に対し、奨励金(母子家庭の母1人当たり30万円)を支給する常用雇用転換奨励金事業を平成15(2003)年度から実施している。

また平成18(2006)年度に、既にパートタイム等で雇用している母子家庭の母を常用雇用に転換した場合であっても奨励金を支給できるように、雇用転換の期限の要件を緩和し、採用後6か月以内を職業訓練開始後6か月以内に見直している。

常用雇用転換奨励金事業の実施状況は図表2-1-21のとおりとなっており、その実績については、母子家庭の母と有期雇用契約を結んだ事業主によるOJT計画書の提出件数が平成15(2003)年4月から平成19(2007)年12月までの合計で156件、そのうち、常用雇用に転換された者の人数は、128人となっている(図表2-1-22)。

図表2-1-21 常用雇用転換奨励金事業の実施状況

| | 都道府県 (47) | 指定都市 (17) | 中核市 (35) | 一般市等 (768) | 合計 (867) |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 実施自治体数 | 39か所 (32か所) | 8か所 (6か所) | 22か所 (15か所) | 199か所 (166か所) | 268か所 (219か所) |
| 実施割合 | 83.0% (68.1%) | 47.1% (40.0%) | 62.9% (40.5%) | 25.9% (21.8%) | 30.9% (25.5%) |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成19(2007)年度、下段 () 内の数字は、平成18(2006)年度のものである。

2. 「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである。

図表2-1-22 常用雇用転換奨励金事業の実績(平成15(2003)年4月から平成19(2007)年12月まで)

| OJT計画書提出件数 | 常用雇用転換者数 |
|------------|----------|
| 160件 | 128人 |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(3) トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いこと就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるための試行雇用(トライアル雇用)制度(月額4万円(最大3か月)を事業主に支給)を母子家庭の母等に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

平成19(2007)年度の母子家庭の母等のトライアル雇用開始者は、291人(平成18(2006)年度327人)となっている。

(4) 雇用支援制度導入奨励金

トライアル雇用求人により雇用された母子家庭の母等を、地域労使就職支援機構(地域の民間の労使により設立された団体)による助言・指導等に基づき、就労しやすくなるよう、時差出勤制度の導入等の雇用環境の改善措置を行い、常用雇用へ移行した場合には、雇用支援制度導入奨励金(1回当たり30万円)を支給する事業を、平成19(2007)年度から実施し、就職の促進・定着を図っている。

(5) たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第3項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示(平成10年大蔵省告示第74号)2(1)に基づいて、同告示1の距離基準(図表2-1-23)を緩和した距離(距離基準に100分の80を乗じて得た距離)を適用しているところであり、平成18(2006)年度において、本特例を適用して25件の新規許可を行った。

なお、平成14(2002)年度以降、本特例を適用した新規許可の推移は、図表2-1-24のとおりである。

図表 2-1-23 通常の距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

（単位：m）

| 環境区分 地域区分 | 繁華街（A） | 繁華街（B） | 市街地 | 住宅地（A） | 住宅地（B） |
|--------------|--------|--------|-----|--------|--------|
| 指定都市 | 25 | 50 | 100 | 200 | 300 |
| 市制施行地 | 50 | 100 | 150 | 200 | 300 |
| 町村制施行地 | — | — | 150 | 200 | 300 |

（注）母子及び寡婦に対する特例は、上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

図表 2-1-24 母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

| | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 許可件数 | 65件 | 62件 | 47件 | 26件 | 25件 |

資料：財務省理財局調べ

（6）母子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母の就業機会の増大を図るためには、母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等を通じて、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう配慮するという、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の趣旨について周知を図っている。

特に、地域において母子家庭の自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子福祉団体に運営委託される例が多く、平成19(2007)年度には、65地方公共団体において委託されている（平成18(2006)年度は63地方公共団体）。

（7）母子家庭の母に対する在宅就業支援事業

情報通信機器を活用し在宅で就業する就業形態は、子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母にとって、関心の高い働き方である一方で、発注企業等にとって、人材募集・人材育成ノウハウが不足していたり、子どもの急病等により納期を遵守できないケースが見られるなどの課題があり、十分に普及していない状況にある。母子家庭の母のこうした就業形態の開発・普及を図るため、母子家庭の母、発注企業、在宅就業支援団体向けのマニュアルを作成した。

（8）母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母の就業を推進するためには、母子家庭の母を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18(2006)年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し、母子家庭の母を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰している。

平成19(2007)年度に表彰を受けた企業は、次のとおりである。

①母子家庭の母を相当数雇用している企業(10社)

- (1) 株式会社 蓬田紳装(青森県)
- (2) 株式会社 大村工業所(茨城県)
- (3) 株式会社 カスミ(茨城県)
- (4) 埼玉北部ヤクルト販売株式会社(埼玉県)
- (5) 株式会社 東海軒(静岡県)
- (6) 社会福祉法人 北九州市小倉社会事業協会(福岡県)
- (7) あまごころ本舗株式会社 壱岐支社(長崎県)
- (8) 九州ワコール製造株式会社(長崎県)
- (9) 医療法人社団 大浦会(熊本県)
- (10) 株式会社タイセイ(大分県)

②母子福祉団体等に相当額の事業を発注している企業(1社)

- (1) 水道マッピングシステム株式会社(東京都)

コラム3

従業員の10%以上が母子家庭の母で全員が正社員

— 蓬田紳装 (青森県) —

○平成19(2007)年度母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等表彰受賞(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長賞)

株式会社蓬田紳装は、オーダー紳士服や婦人服の縫製、衣料品の販売等を行っている企業である。昭和52(1977)年に村の雇用開発事業として創業し、昨年で創業30周年を迎えた。

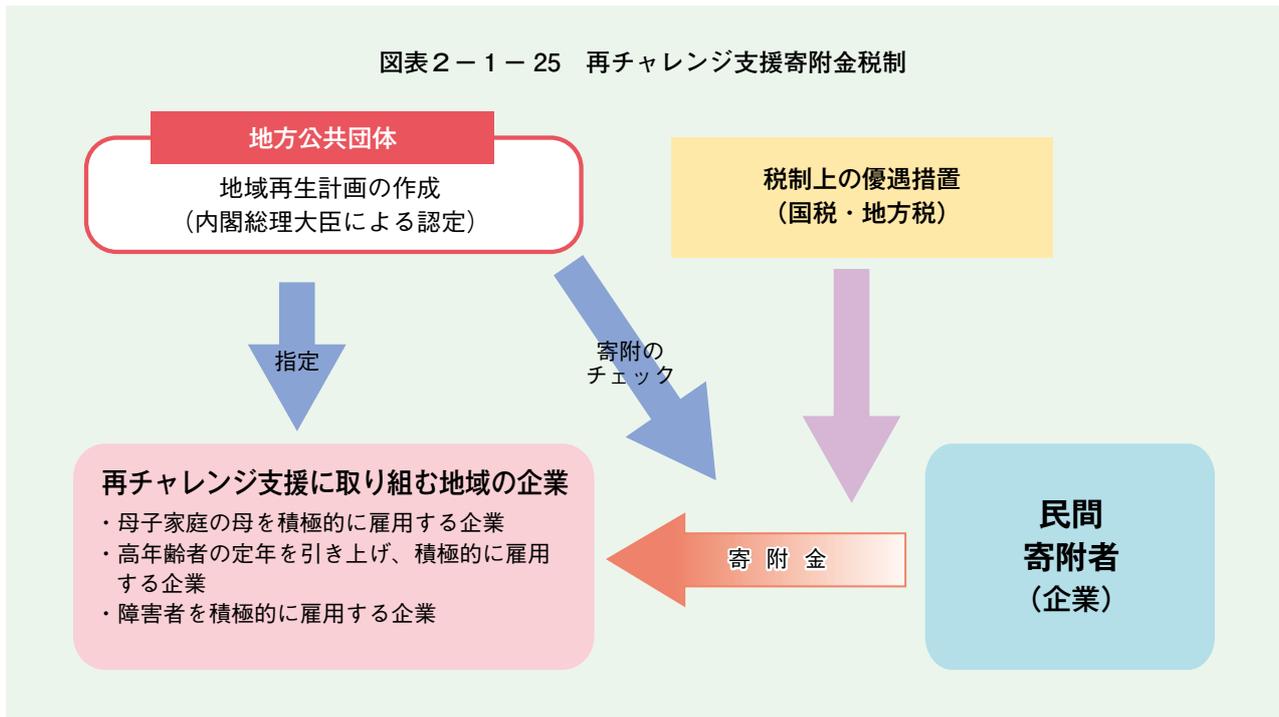
蓬田紳装では、女性を中心に206名が勤務しており、そのうち22名が母子家庭の母であり、全員を正社員として雇用している。家庭状況に関係なく子育て世代が定年まで労働できる環境であり、従業員と組織の活性化策として、人事処遇制度の改定、業務改善、能力開発などソフト面の改善を行うとともに、工場内の生産性を向上するための職場改善などハード面の改善も行っており、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現に取り組む事業所として「青森県いきいき男女共同参画社会づくり表彰 奨励賞」を平成19(2007)年に受けている。

降雪により通勤の負担が増える冬の間には、安全面への配慮から通勤のためのバスを運行するなど福祉厚生も充実しており、年間の勤務カレンダーの作成や変形労働時間制の導入により柔軟な勤務を可能としている。

また、チーム単位で作業を行うとともに、工場長から従業員に対して互いに協力し合うよう呼びかけることを通じて、子どもの病気など急に欠勤する必要が生じた場合にも柔軟に対応できる職場となっており、従業員の間でも「互いに仕事をカバーし休みを取りやすい職場」と評判である。

(9) 再チャレンジ支援寄附金税制

平成19(2007)年度から、母子家庭の母等の雇用促進に資する、地域における再チャレンジを支援するための税制措置が創設された(図表2-1-25)。本税制は、地域再生法に基づき、地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された、母子家庭の母等を積極的に雇用する企業であって当該地方公共団体が指定したものの(特定地域雇用会社)に対する法人からの寄附金について、一定の範囲内で損金算入を認めるものである。



4 行政機関等における雇用促進の取組

平成15(2003)年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16(2004)年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会をとらえて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請してきた。

この取組により、平成19(2007)年4月から12月までの間に、母子家庭等就業・自立支援センター提供の情報を通じて、国の機関には28名(1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者が3名、それに満たない時間数・日数で勤務している者が25名)が採用され、地方公共団体及び関係団体には279名(1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者が51名、それに満

たない時間数・日数で勤務している者が228名)が採用された(採用者数は厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ)。

また、平成17(2005)年6月に、母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関において、母子家庭の母の就業支援に関するリーフレット等を活用し、会計等の事務手続の機会をとらえ、民間事業者に対し母子家庭の母の雇用について協力を要請する等母子家庭の母の就業の支援に配慮する。なお、この場合には、公務に対する国民の信頼を損なうことのないよう十分留意する」旨の内容に基づき、事業者向けリーフレットを用い、様々な事務手続の機会をとらえ、民間事業者に対し母子家庭の母の雇用について協力を要請した。(図表2-1-26)

図表2-1-26 事業者の皆様へのリーフレット

事業者の皆様へ

母子家庭の母の就業をご支援ください!!

- 長引く景気低迷の中、母子家庭の母の就職が一層厳しくなっています。母子家庭の母親は子どもを育てながら、仕事をしなければならず、就職に際し、不利な立場にあります。
- 平成15年8月より施行された「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」には、民間事業者に対する協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮が定められています。
- このような状況をご理解頂き、母子家庭の就業支援に対しご支援下さい。

Q 例えば、どのような支援の方法があるのか？

- A 母子家庭の母の雇用に配慮いただき、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターに求人情報を提供する。
- A 母子福祉団体等に事業を一部委託する。

【母子福祉団体等への事業委託例】

- ビル・公園等清掃事業
- 自動販売機の設置
- 統計データ等入力業務
- 議事録作成業務
- 託児業務委託 等
- 食堂・喫茶・売店経営
- 事業所内の保育事業
- 介護人派遣事業
- 宅配給食サービス

Q 母子家庭等就業・自立支援センターとは？

- A 各都道府県等に設置されており、母子家庭に対して無料就業相談・講習会・情報提供等の事業を実施しています。
- A 詳しくは各都道府県等にお問い合わせ下さい。

※なお、事業主に対する助成事業として、常用雇用転換奨励金事業(窓口：福祉事務所)、トライアル雇用事業(窓口：ハローワーク)及び特定求職者雇用開発助成金事業(窓口：ハローワーク)がございますので、ご活用下さい。

詳しくは… 最寄りの各都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター又は各地方公共団体にお問い合わせ下さい。

第2節においては、母子家庭の母の就業支援を直接の目的とする施策のみならず、女性一般の支援を目的とする施策など、結果として、母子家庭の母の就業に資する施策についてもその実施状況を紹介する。

1 女性のチャレンジ支援策の推進

(1) 女性のチャレンジ支援策の推進

我が国において活力ある社会を築く上で、意欲と能力のある女性が社会のあらゆる分野で活躍できるようにすることが重要との考えの下、平成15(2003)年4月に男女共同参画会議において意見として決定された「女性のチャレンジ支援策」及び同年6月の男女共同参画推進本部において決定された「女性のチャレンジ支援策の推進について」に基づき、内閣府を始めとして関係府省では女性のチャレンジ支援策に取り組んでいる。

平成19(2007)年度は、内閣府においては、様々な分野でチャレンジしたいと考える女性が、チャレンジ支援情報を効率的に入手できるよう、「チャレンジ・サイト」による情報発信等を行った。

また、「女性の再チャレンジ支援プラン」(平成17(2005)年12月女性の再チャレンジ支援策検討会議決定・平成18(2006)年12月改定)に基づき、関係府省が連携して、女性の再就職・起業等の支援に取り組んでいる。内閣府においては、地域における再チャレンジ支援の仕組みづくりや、支援情報ポータルサイトによる情報発信等を行った。

(2) 女性のチャレンジ支援のためのその他の取組

農林水産省においては、農山漁村女性の社会参画・経営参画を促進するため、在宅学習(eラーニング)等による研修、情報提供、新たな観点から取り組まれる農山漁村女性による起業活動への支援等を総合的に実施した。

経済産業省においては、創業に向けて具体的な行動を起こそうとする者を対象に、創業に必要な実践的能力を30時間程度で習得させる「創業塾」を実施しており、この中で女性向け創業塾も実施した。また、国民生活金融公庫や中小企業金融公庫を通じ、女性等の起業家を対象に優遇金利を適用する融資制度(女性、若者/シニア起業家支援資金)や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意するなど、女性を含めた開業・創業の支援を実施した。平成19(2007)年度からは、より一層の創業促進を図るため、貸付限度額の引上げや自己資金要件の緩和を行った。

厚生労働省においては、経営上のノウハウや諸問題を打開するためのアドバイスを与えるメンター(先輩の助言者)を経験の浅い起業家に紹介する事業を平成18(2006)年度から実施するとともに、女性の起業支援のための総合的情報提供を行う専用サイトを開発し、平成19(2007)

年度から運用を開始した。また、子育て期にある女性の起業を促進するため、末子が12歳以下の子育て期にあり、かつ、有効求人倍率が全国平均を下回る道府県に居住している女性の起業に対する助成制度などによる支援を行った。

2 男女の均等な機会の確保対策の推進

労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分発揮できる雇用環境を整備するため、次に述べる施策等を実施した。

(1) 男女の均等な機会及び待遇の確保

男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止など性差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化などを内容とする改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）が平成19(2007)年度から施行されている。

平成19(2007)年11月には、今後5年間における男女雇用機会均等確保対策の基本となるべき事項を定めた「男女雇用機会均等対策基本方針」を策定した。実質的な男女雇用機会均等確保のため、男女雇用機会均等法の円滑な施行はもとより、男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的な取組(ポジティブ・アクション)の一層の推進を図り、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる環境整備等を進めることとしている。

また、性別による差別的な取扱いをしている企業に対して、都道府県労働局長の助言、指導、勧告により、速やかに、男女雇用機会均等法違反の是正を図るとともに、性による差別的取扱い、妊娠・出産を理由とする解雇等の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント及び母性健康管理措置に関する個別紛争の円滑かつ迅速な解決のため、都道府県労働局長による援助及び機会均等調停会議による調停を行った。

その他、男女雇用機会均等法を一層定着させ、職場における実質的な男女均等取扱いを実現するため、労使を始め社会一般に対し、6月の男女雇用機会均等月間を中心に広報啓発活動を実施した。

(2) 男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的な取組(ポジティブ・アクション)の推進

男女労働者間の採用、配置、昇進などに事実上の格差が大きい企業に対して、ポジティブ・アクションを行うよう促すほか、ポジティブ・アクションの具体的取組方法についての相談、情報提供等を実施した。

また、企業のトップや経営者団体と連携し、「女性の活躍推進協議会」を開催し、企業自ら主体的にポジティブ・アクションに取り組むことを促した。

さらに、ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業に対し、公募による「均等・

両立推進企業表彰」を実施したほか、事業場から選任された機会均等推進責任者あて、メールマガジンによる情報提供を行い、その活動の促進を図った。

その他、個々の企業が実情に応じた目標を立てる際に活用できるよう、同業他社と比較した自社の女性の活躍状況やポジティブ・アクションの進捗状況についての診断が受けられるベンチマーク事業の実施や、個別企業から寄せられたポジティブ・アクションの取組状況を紹介する「ポジティブ・アクション応援サイト」を設け、事業主のポジティブ・アクションの取組を援助、促進した。

(3) 職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進

事業主のセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、男女雇用機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」の内容について周知を図るとともに、措置を講じていない事業主に対しては指導により措置の実施を求めた。

また、職場におけるセクシュアルハラスメントに関する労働者及び事業主からの相談に適切に対応するため、専門知識を持ったセクシュアルハラスメント相談員を都道府県労働局に配置している。

(4) 「女性と仕事の未来館」の運営

女性が働くことを積極的に支援する事業を総合的に展開するための拠点施設である「女性と仕事の未来館」において、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、働く女性に関する情報提供を行ったほか、女性起業家に対して、個別相談や女性起業家との交流を含めたセミナーの開催など、各種支援事業を実施した。

3 パートタイム労働対策の推進

就業している母子家庭の母の約4割は臨時・パート就業となっているが、パートタイム労働者の待遇は働きに見合ったものになっていない場合もあり、正社員との不合理な待遇の格差を解消し、パートタイム労働者であっても働きに見合った公正な待遇を確保することが課題となっている。

このため、働き方の実態に応じた通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保や通常の労働者への転換の促進等を内容とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」(平成19年法律第72号)が、平成19(2007)年6月に公布されたところであり、厚生労働省では、改正法の円滑な施行に向け、周知啓発を行った。

また、パートタイム労働者の均衡待遇に取り組む事業主や中小企業事業主団体への支援を図るため短時間労働者均衡待遇推進等助成金を支給している。

4 仕事と家庭の両立支援対策の推進

働きながら子どもを生き育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減することが重要であり、平成19(2007)年度においては、次のとおり施策等を実施した。

(1) 次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業等が仕事と子育ての両立が図られるよう必要な雇用環境の整備等を進めるために策定し実行することとされている「一般事業主行動計画」について、計画の策定が義務である常時雇用する労働者が301人以上の企業と、計画の策定が努力義務である300人以下の中小企業のいずれについても、策定・届出が行われるよう周知啓発、指導を行った。その結果、平成20(2008)年3月末時点で、301人以上企業からの届出率は99.4%となり、300人以下企業の11,449社が届出を行った。

また、行動計画に定めた目標を達成したことなど一定の基準を満たした企業を認定する仕組みが平成19(2007)年4月から開始され、平成20(2008)年3月末現在で、428社が認定を受けており、より多くの企業が認定を目指して取組を行うよう認定制度及び認定マーク「くるみん」の周知啓発を行った。

(2) 育児・介護休業法

育児・介護休業法に規定されている、育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限の制度、勤務時間短縮等の措置等の周知徹底を図るとともに、計画的な指導を行った。

また、同法の改正により平成17(2005)年4月から導入された一定の範囲の期間雇用者の育児休業等の取得について指導を行うとともに、育児休業の申出又は取得を理由とした不利益な取扱いなどについて、労働者から相談があった場合に必要な指導を実施した。

(3) ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

企業の「仕事と家庭の両立しやすさ」を示す両立指標について、インターネット上でその進展度を診断できるファミリー・フレンドリー・サイトの利用等により本指標の活用を進め、両立支援に積極的に取り組んでいる企業の取組等について、サイト「両立支援のひろば」に掲載し、その取組等を広く周知するとともに、ファミリー・フレンドリー企業に対する表彰(厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞)の実施により、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及・促進を図った。

(4) 育児・介護を行う労働者の支援に関する情報提供

育児・介護等を行う労働者を支援するため、育児、介護等の各種サービスに関する地域の具体的情報をインターネット(フレフレネット <http://www.2020net.jp/>)により提供した。

(5) 育児・介護等のために退職した者に対する再就職支援の推進

育児、介護等のために退職し、将来、再就職を希望する者が円滑に就職できるよう、情報提供、セミナーの開催等を行うとともに、再就職準備のための取組を計画的に行えるよう、キャリアコンサルティングの実施、再就職に向けた具体的なプランの策定支援、インターンシップ(再チャレンジ職場体験)の実施等を内容としたきめ細やかな支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を実施した。また、再就職準備に関する情報及び育児・介護サービスに関する情報をインターネットで総合的に提供した。

(6) 仕事と家庭の両立支援対策のためのその他の取組

経済産業省においては、事業所内託児施設を設置する中小企業者に対する融資制度の実施や、仕事と育児を両立できる職場環境の整備を先進的に取り組んでいる中小企業における少子化対策の分析、整理を行うなど、中小企業に対する仕事と家庭の両立支援を実施した。

さらに、商店街の空き店舗等を活用して、保育所等の育児支援施設を設置・運営する際の改装費や賃借料など立ち上げに係る費用の一部を補助し、待機児童問題の解消や女性の社会進出といった少子化社会等への対応を図った。さらに保護者等のニーズを踏まえ、NPO・民間企業等の連携による新たな育児関連サービスの提供の支援を実施した。

5 次世代育成支援のための地域行動計画に基づく取組の推進

次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての地方公共団体において、地域における子育て支援の充実、子どもや母親の健康の確保、児童虐待防止対策の充実、母子家庭等の自立支援の推進等を盛り込んだ地域行動計画が策定され、次世代育成支援のための取組が進められた。

6 無料職業紹介事業者研修会

母子家庭の母、寡婦等の就職困難者に係る労働力需給調整機能を強化し、就職困難者の再就職の促進を図るため、就職困難者に対して就職のあっせんを行う無料職業紹介事業者に対する研修会を実施した。具体的には、無料職業紹介事業の許可を取得した母子福祉団体や特定非営利活動法人(NPO法人)等、就職困難者に対して就職のあっせんを行う無料職業紹介事業者(役員や紹介業務従事者)を対象者とし、(社)全国民営職業紹介事業協会に委託して、①職業相談(カウンセリング)の実施方法、②母子家庭の母等就職困難者の職業紹介の実施方法、③民営職業紹介事業をめぐる諸問題等といった職業相談・職業紹介に係るノウハウ等を提供する無料職業紹介事業者研修会を平成20(2008)年2月に行った。

第3章

生活支援に関する施策等

1 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、地方公共団体が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う母子家庭等日常生活支援事業を実施した。

2 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施した。

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

3 ひとり親家庭生活支援事業

母子家庭等は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、また、母子家庭等の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、母子家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業を実施した。

(1) 生活支援講習会等事業

母子家庭等が、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などに十分に行き届かない面があることを補うため、生活支援に関する講習会を開催する。

(2) 健康支援事業

母子家庭等は、健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にあり、こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくない。こうした問題を抱えた者に対して精神面、身体面の健康管理についての相談を行う。

(3) 土日・夜間電話相談事業

母子家庭等は、平日や日中に就業や子育てを抱えている上、相談相手を得るのに困難な面があることから、母子家庭等が、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施する。

(4) 児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあり、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員(ホームフレンド)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う。

(5) ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このことから、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける。

4 子育て支援基金事業による民間団体への助成

民間団体が行う次の母子家庭の生活支援に関する活動について、独立行政法人福祉医療機構の子育て支援基金からの助成が行われた。

(1) 母子家庭の母等のキャリア形成支援事業(助成先：(財)全国母子寡婦福祉団体協議会)

母子家庭の母が、単に生計を維持するためだけでなく、個々の条件を踏まえ自分のやりたい仕事や、そのために必要とされるスキルなど生涯を通じたキャリアの形成を主体的に図るため、具体的な方策等の支援を行った。具体的には、自己を取り巻く諸条件を把握し、具体的な将来像を描き、それに向けた短期的・長期的なキャリア計画書の作成、セミナーの実施等を行うとともに、これらを記載したキャリア形成ブックを作成し、ホームページに掲載し普及を図った。

(2) ひとり親家庭の母親の在宅就労向けキャリアアップ教育訓練システムの構築事業(助成先：NPO法人あごら)

母子家庭の母に対し、在宅就業に係るスキルアップやキャリアアップを図る教育訓練の仕組みを構築するため、在宅業務として発注可能な業務や必要とされるスキル、求められる研修方法等の調査を行い、研修システムの構築を行うとともに、関係団体等を通じて、その普及を図った。

(3) 養育費と面接交渉推進の為の調査と推進事業(助成先：NPO法人ウィンク)

離婚した家庭における問題に養育費と子どもへの面接交渉があるが、これは子どもの権利であり、子どもの健全な育成、離婚後の良好な親子関係には重要なことである。このため、これらの問題を当事者に認識させるだけでなく、子育てにおける親としての責任を考えるひとつの社会問題として、広く社会に訴えることとし、リーフレットや書籍の作成、キャンペーン活動等を行った。

(4) 母子家庭の暮らし・子育て支援相談事業(助成先：NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ)

母子家庭の母は、就労困難からくる経済的問題や子どもと接する時間が少ない中での子育てに関する問題など、子育てと生計の維持という2つの役割を1人で担わなければならないことから様々な問題を抱えている。このため、様々なニーズに応えられるような相談体制(個別相談、弁護士相談、電話相談等)を構築し、相談事例を掲載した冊子を作成し、関係団体等に送付した。

(5) 在宅ワークでの子育て支援並びに自立支援調査研究事業(助成先：NPO法人就業支援ネットワーク)

女性の社会参加と子育ての両立を図る解決策の1つとして、在宅ワークの普及・支援を図るため、在宅で行う衣服のリフォーム技術を習得するための教育訓練や、教育訓練受講修了者を講師として育成、受講者同士による情報交換等コミュニケーションネットワークの場の提供を行うとともに、アパレル業界及びリフォーム業界から恒常的に業務が受注できるよう業界に対する啓発活動などを行った。

コラム4 「もっと輝きたいママのためのライフ&キャリアデザインブック」の作成

ー財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会の取組ー

財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会では、平成19(2007)年度に独立行政法人福祉医療機構から子育て支援基金の助成を受けて、母子家庭の母等のキャリア形成支援事業を実施し、日々仕事や子育てに忙しい母子家庭の母等が自分らしく働き、将来に向け着実に準備を進める際の手助けを目的として「もっと輝きたいママのためのライフ&キャリアデザインブック」を作成した。

母子家庭の母が自立し、生活の質を向上させていくためには、自分のやりたい仕事やそのために必要なスキルなどを把握しつつ、自分や家族の将来を見据えた上で計画を立て、実行していくことが重要である。ライフ&キャリアデザインブックは、仕事や子育てに忙しい日々を送っている母子家庭の母が、手軽に自己分析や将来に向けた計画を立てる際の手助けとして作られている。

具体的には、わかりやすいように全体を「1私について知ろう」「2私の適職を知ろう」「3マネー知識を知ろう」「4人生をデザインしてみよう」の4つのステージに分け、さらに各ステージをポイントごとに項目で分けるとともに、主体的に取り組めるようにチェックシートを織り交ぜる等工夫しており、チェック欄に記入しながら読み進んでいくと、自然と自己分析ができるようになっている。

このライフ&キャリアデザインブックを、地方公共団体やハローワーク等に対して配布(全国母子寡婦福祉団体協議会のホームページ：<http://www.zenbo.org/>からダウンロード可能)しており、これに加えて、実際に開催したキャリア形成支援セミナーの内容を踏まえ作成したセミナーのカリキュラム事例を含む事業報告書を配布することにより、事業の成果を広く活用することが可能となるようにした。

5 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、当該母子を入所させて、必要な生活指導を行い、社会的に自立させることを目的とする施設であり、平成19(2007)年3月末現在、全国に297か所ある。また、入所理由別の入所状況は図表3-1-1のとおりである。

図表3-1-1 母子生活支援施設の入所理由別入所状況（平成18(2006)年度新規入所）

| 入所理由 | 入所世帯数 | 理由別割合 |
|---------------|-------|--------|
| 総数 | 2,589 | 100.0% |
| 夫等の暴力 | 1,350 | 52.1% |
| 住宅事情 | 484 | 18.7% |
| 経済的理由 | 446 | 17.2% |
| 入所前の家庭内環境の不適切 | 164 | 6.3% |
| 母親の心身の不安定 | 76 | 2.9% |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成18(2006)年度母子生活支援施設入退所状況調査」

(1) 母子生活支援施設と就業支援

母子生活支援施設に入所している母子家庭は、配偶者からの暴力の被害者など、母子家庭の中でも就業自立が容易ではない者も多いと考えられるが、母子生活支援施設自ら職業紹介を行うなど、施設側においても、就業による自立に向け積極的に取り組むことにより、入所している母子家庭の母4,092人のうち、67.9%の2,778人が就業し、自立に向けた努力を行っている。その雇用形態については、常用雇用が18.8%、臨時雇用が53.9%となっている（(社福)全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会「全国母子生活支援施設実態調査」（平成18(2006)年度））。

(2) 母子生活支援施設の保育機能の充実

保育所に入所できない母子家庭等の児童に対し、母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、保育サービスを提供することにより、その保護者の就業による自立の支援を行う事業を平成15(2003)年度から実施しており、平成19(2007)年度においては、6施設で実施した。

(3) 小規模分園型母子生活支援施設

母子生活支援施設に入所している母子については、離婚直後など集中的な支援を必要とする者がいる一方で、近いうちに自立が見込まれる者もいる。こうした今後もなく自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などにおいて小規模分園型母子生活支援施設を設け、本体施設との十分な連携の下、自立生活の支援を重点的に行っており、平成19(2007)年度においては、9施設で実施した。

(4) 身元保証人確保対策事業

母子生活支援施設等を退所する母子家庭等にとって、自立に向けた支援が重要である。このため、平成19(2007)年度に、母子生活支援施設等を退所する女性や子どもが就職の際やアパートを賃借する際に、施設長等が身元保証人になった際の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う身元保証人確保対策事業を創設した。

6 居住の安定確保

母子家庭の住居等の状況を見ると、全世帯の持家率が約61%であるのに対し、母子世帯の持家率は約35%と低くなっている(図表3-1-2)。住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、居住の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。

図表3-1-2 母子世帯等の住居の状況

(世帯)

| | 総数 | 持ち家 | 借家総数 | | | 同居 | その他 |
|------|-------------------|----------------|----------------|--------------|----------------|---------------|---------------|
| | | | 公営住宅 | 公社・公団住宅 | 借家 | | |
| 母子世帯 | 1,517 (100.0%) | 527 (34.7%) | 227 (15.0%) | 41 (2.7%) | 461 (30.4%) | 120 (7.9%) | 141 (9.3%) |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成18(2006)年)

※ 全国母子世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は調査客体における該当世帯数。

(千世帯)

| | 総数 | 持ち家 | 借家総数 | | | | 同居 | その他 |
|------|----------------------|---------------------|-------------------|-----------------|---------------------|-------------------|-----------------|----------------|
| | | | 公営の借家 | 公社・公団の借家 | 民間借家 | 給与住宅 | | |
| 普通世帯 | 47,082.8 (100.0%) | 28,665.9 (60.9%) | 2,182.6 (4.6%) | 936.0 (2.0%) | 12,561.3 (26.7%) | 1,486.1 (3.2%) | 191.1 (0.4%) | 28.8 (0.1%) |

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成15(2003)年)

平成19(2007)年度は、公共賃貸住宅等に関し、以下の施策を講じた。

(1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

(2) 都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理する賃貸住宅において、新規の募集に際し、満20歳未満の子のいる母子家庭等に対し、当選率を優遇する措置を行っている。

(3) 民間賃貸住宅

国においては、平成18(2006)年度に、地方公共団体、仲介事業者、NPO・社会福祉法人、関係団体等と連携しながら、子育て世帯(ひとり親世帯及び小さい子どもがいる世帯)等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報の提供等を行う「あんしん賃貸支援事業」をモデル事業として創設し、子育て世帯等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築の支援に取り組んでいる。

また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である等の場合であっても、複数の民

間事業者によって家賃債務保証が実施されているほか、平成19(2007)年度より、子育て世帯の入居を受け入れる賃貸住宅として登録された住宅について、高齢者居住支援センターにおいて滞納家賃の債務保証等を実施している。

(4) 雇用促進住宅の活用

雇用促進住宅については、母子家庭等が、就職若しくは就職が内定している又はハローワークにおいて求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象者としている。

1 保育所の整備

保育所の施設整備については、平成19(2007)年度は、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、待機児童ゼロ作戦の更なる推進のため、受入児童数の増大を図る民間保育所の新設や増築整備を行うとともに、低年齢児の受入拡大のための乳児室等の整備や保育所分園の整備等を行った。

また、老朽化している民間保育所の改築に併せて、地域における子育て支援のための子育て支援相談室等の整備、一時・特定保育事業のための保育室等の整備など地域の実情に応じた効果的な整備を推進した。

さらに、平成19(2007)年度補正予算において、保育所等を利用している児童の安心・安全を確保する観点から、民間保育所等の耐震化対策の経費を計上し、耐震化整備の推進を行った。

2 保育所への優先入所

保育所の入所については、保護者が希望する保育所を選択して市町村に申し込み、定員を上回る場合には、市町村が定める入所選考基準に基づき選考することになっている。

このうち、母子家庭については、母子及び寡婦福祉法第28条により市町村は母子家庭等の福祉が増進されるよう特別の配慮をすることとされ、また、平成15(2003)年の通知「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」においても、母子家庭等の児童を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うことについて特別の配慮を求めており、平成19(2007)年度においても引き続きこの通知の周知を行った。

3 延長保育

保育所の11時間の開所時間を超えて、さらにおおむね30分以上の延長保育を実施する延長保育事業について、平成19(2007)年度は、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、次世代育成支援対策交付金において推進を行った。(図表3-2-1)

図表3-2-1 延長保育事業の状況

| 年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------|----------|----------|----------|---------|--------------|
| 予算額 | 301億円 | 318億円 | 346億円 | 340億円 | 365億円 |
| 予算か所数 | 11,500か所 | 13,100か所 | — | — | — |
| 実施か所数 | 11,702か所 | 13,086か所 | 13,677か所 | 8,976か所 | 9,540か所(見込み) |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注1) 延長保育は平成17(2005)年度から次世代育成支援対策交付金の対象事業の1つとして推進しており、平成17(2005)年度以降の予算額は交付金全体の額である。

(注2) 公立保育所の実施分は、平成18(2006)年度から一般財源化されている。

4 夜間保育

夜間の保育需要への対応を図るため、開所時間がおおむね午前11時から午後10時までである夜間保育所に対して、保育所運営費において定員によって定まる保育単価に加え、夜間保育所単価を加算している。

夜間保育については、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21(2009)年までに140か所で実施することを目標に掲げており、平成19(2007)年7月1日現在で、72か所の夜間保育所が設置されている。(図表3-2-2)

図表3-2-2 夜間保育所の実施か所数

| 年 度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施か所数 | 58か所 | 64か所 | 66か所 | 69か所 | 72か所 |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)平成19(2007)年度については、7月1日現在。

5 病児・病後児保育事業

従来、乳幼児健康支援一時預かり事業として実施されていたところであるが、平成19(2007)年度から、新たに病児・病後児保育事業として実施しており、子どもが発熱等の急な病気となった場合に病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる「病児・病後児保育事業」実施か所数は735か所となっている。また、児童が通う保育所において、入所児童が体調不良になった場合に対応する「病児・病後児保育事業(自園型)」の実施か所数は253か所となっている。

6 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

平成19(2007)年度から、新たに「放課後子どもプラン」として、各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」とを一体的又は連携して実施する総合的な放課後対策を推進している。

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館、学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供するものである。原則としてすべての小学校区での実施を目指しており、平成19(2007)年度の実施か所数は、16,685か所であった。(図表3-2-3)

また、放課後児童クラブにおける母子家庭等の優先的利用については、平成15(2003)年3月に「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」の通知において、保護者の就業や求職活動、職業訓練などを行うことができるよう、各放課後児童クラブにおいて優先

的に利用できるよう配慮を求めており、引き続き周知を図っている。

図表3-2-3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施か所数

| 年 度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施か所数 | 13,698か所 | 14,457か所 | 15,184か所 | 15,857か所 | 16,685か所 |

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ
(注) 数字は各年度5月1日現在のものである。

第4章

自立を促進するための 経済的支援策等

児童扶養手当は、離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活を安定させるとともに自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、その母又は養育者に対して支給されるものである。

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定され(図表4-1-1)、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。(図表4-1-2)

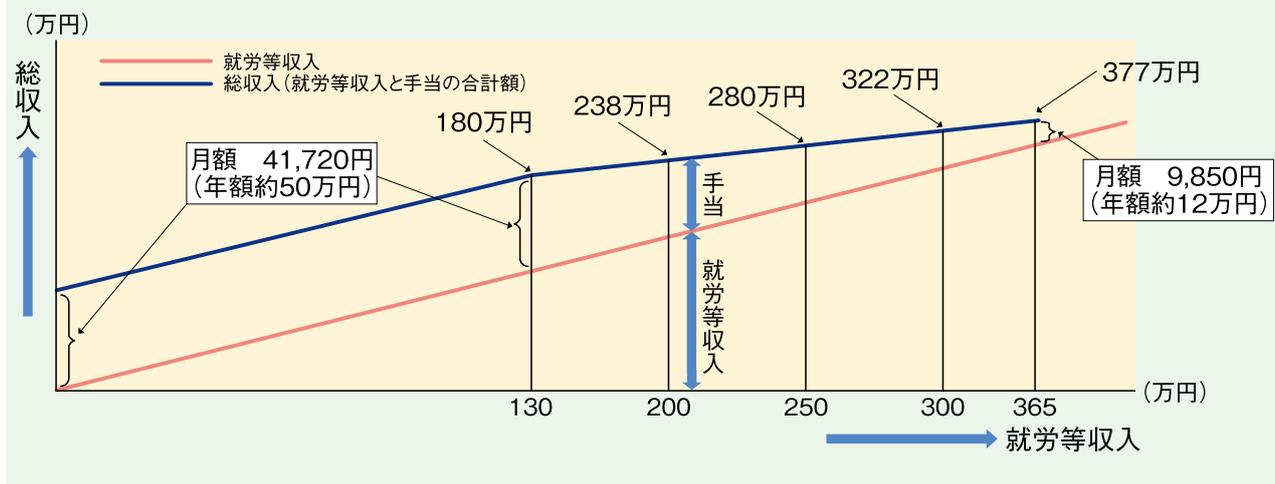
母と子ども1人の母子家庭世帯を例に挙げると、おおむね、収入が130万円(上記の「所得」で57万円)未満の場合は、児童扶養手当は全額が支給され、収入が130万円以上365万円未満(同「所得」で57万円以上230万円未満)の場合は、その一部が支給され、収入が365万円以上の場合には、その支給が停止される。

児童扶養手当の額は、基本的に、消費者物価指数に応じて毎年度改定され、平成19(2007)年度における全額支給の場合の月額額は41,720円、一部支給の場合の月額額は41,710円から9,850円までの10円きざみの額となっている。なお、児童2人目については月額5,000円、児童3人目以降については月額3,000円がそれぞれ加算される。

図表4-1-1 所得制限限度額

| 扶養親族等の数 | 全部支給の所得制限限度額 | 一部支給の所得制限限度額 |
|---------|--------------|--------------|
| 0人 | 19万円 | 192万円 |
| 1人 | 57万円 | 230万円 |
| 2人 | 95万円 | 268万円 |
| 3人 | 133万円 | 306万円 |
| 4人 | 171万円 | 344万円 |
| 5人 | 209万円 | 382万円 |

図表4-1-2 児童扶養手当給付水準(母と子ども1人の世帯)



児童扶養手当の受給者数は、平成20(2008)年2月末現在で998,942人となっており、そのうち、全部支給されている者は592,365人、一部支給されている者は406,577人である(厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」)。

なお、児童扶養手当の受給開始から5年を経過した者等に対する一部支給停止措置については、与党のプロジェクトチームにおいて、受給者本人やその子ども等の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者についてのみ支給額の2分の1を支給停止することとし、それ以外の者については一部支給停止を行わないこととする旨の取りまとめがなされた。この内容を受けて、平成20(2008)年2月に児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令を公布・施行した。

母子福祉資金貸付金は、母子家庭の母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、都道府県、指定都市又は中核市から貸付けを受けられる資金である。

母子福祉資金貸付金は、修学資金、事業開始資金、生活資金など計12種類ある(図表4-2-1)。資金を借りる際に保証人が必要であるものの、利率は、資金の種類により、無利子の場合と3%の場合がある。また、償還期限は、資金の種類により、3年間から20年間までとなっている。

母子福祉資金貸付金の貸付実績は、平成18(2006)年度において、件数が51,460件、金額が23,365,670千円となっている。

また、平成19(2007)年度には、医療介護資金(医療分)の貸付金額の限度を、31万円から34万円(特に経済的に困難な事情にあると認められる場合にあっては、45万円から48万円)に引き上げた。

図表4-2-1 平成19年度母子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成19年4月1日以降適用)

| 資金の種類 | 貸付対象等 | 貸付限度額 | 貸付を受ける期間 | 据置期間 | 償還期限 | 利率 |
|--------|--------------------------------------|---|------------------------|----------------|-----------------------------|-----|
| 事業開始資金 | 母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦 | 事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金 2,830,000円 団体 4,260,000円 (注)複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。 | | 1年 | 7年以内 | 無利子 |
| 事業継続資金 | 母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦 | 現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 1,420,000円 団体 1,420,000円 | | 6か月 | 7年以内 | 無利子 |
| 修学資金 | 母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子 | 高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に 必要な資金 ※私立の限度額を例示、()内の数値は、一般分限度額 高校、専修学校(高等課程) (30,000) (自宅) 月額 45,000円 (35,000) (自宅外) 月額 52,500円 大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) (54,000) (自宅) 月額 81,000円 (64,000) (自宅外) 月額 96,000円 専修学校(一般課程) (29,000) 月額 43,500円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額 | 就学期間中 | 当該学校卒業後 6か月 | 20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内 | 無利子 |
| 技能習得資金 | 母子家庭の母 | 自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等) 【一般】 月額 50,000円 【特別】 一括 600,000円(12か月相当) 運転免許 460,000円 | 知識技能を習得する期間中3年をこえない範囲内 | 知識技能習得後1年 | 10年以内 | 無利子 |
| 修業資金 | 母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子 | 事業を開始し又は就職するために必要な知識技術を習得するために必要な資金 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額 月額 50,000円 特別 460,000円 | 知識技能を習得する期間中3年をこえない範囲内 | 知識技能習得後1年 | 6年以内 | 無利子 |
| 就職支度資金 | 母子家庭の母又は児童 父母のない児童 寡婦 | 就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金 【一般】 100,000円 【特別】 320,000円 | | 1年 | 6年以内 | 無利子 |

| 資金の種類 | 貸付対象等 | | 貸付限度額 | | 貸付を受ける期間 | 据置期間 | 償還期限 | 利率 |
|----------|--------------------------------------|---|--|--|--|--|---|-----|
| 医療介護資金 | 母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦 | 医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金 | 【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円 | | | 6か月 | 5年以内 | 無利子 |
| 生活資金 | 母子家庭の母 寡婦 | 知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭になって間もない(7年未満)母の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金 | 【一般】月額 103,000円 【技能】月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12か月相当)を限度として貸付けることができる。 | ・知識技能を習得する期間中3年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内 | 知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6か月 | 技能習得10年以内 医療又は介護5年以内 生活安定期間の貸付8年以内 失業5年以内 | 年3% (医療若しくは介護を受けている場合及び技能習得期間中の貸付については無利子) (注)生活安定期間貸付の場合は月額2万円合計48万円を超えない範囲を無利子とする | |
| 住宅資金 | 母子家庭の母 寡婦 | 住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金 | 1,500,000円 (特別 2,000,000円) | | | 6か月 | 6年以内 特別 7年以内 | 年3% |
| 転宅資金 | 母子家庭の母 寡婦 | 住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金 | 260,000円 | | | 6か月 | 3年以内 | 年3% |
| 就学支度資金 | 母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子 | 就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 | 小学校 39,500円 中学校 46,100円 国公立高校 85,000円 修業施設等 100,000円 私立高校 420,000円 国公立大学・短大等 380,000円 私立大学・短大等 590,000円 | | | 6か月 | 就学 20年以内 修業 5年以内 | 無利子 |
| 結婚資金 | 母子家庭の母 寡婦 | 母子家庭の母が扶養する児童 寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金 | 300,000円 | | | 6か月 | 5年以内 | 年3% |
| 特例児童扶養資金 | 母子家庭の母 | 平成14年7月に児童扶養手当の支給を受けていた者であって、申請の際現に支給を受けている児童扶養手当の額が平成14年7月分の児童扶養手当の額未満であること(全部停止を除く。) | 平成14年7月分の児童扶養手当の額から、申請の際に現に支給を受けている児童扶養手当の額を控除した額 | 最長5年 (平成19年7月までの経過措置) | 貸付期間満了後1年(貸付を受けた者が死亡、児童を扶養しなくなった場合は6か月) | 10年以内 | 無利子 | |

(注) 償還:年賦、半年賦、月賦いずれも可能で繰上償還もいつでもできる。
違約金:年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年10.75%の違約金が徴収される。

1 養育費確保の現状

平成18(2006)年段階において、離婚母子家庭のうち養育費の取決めをしている世帯は、38.8%となっている。これ以外の世帯において養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が最も多く(47.0%)、次いで「相手と関わりたくない」が23.7%、「取決めの交渉をしたが、まとまらなかった」が9.5%などとなっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が19.0%、受けたことがある者が16.0%、受けたことがない者が59.1%となっている。養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額42,008円となっている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成18(2006)年))。

このように、養育費の確保は必ずしも十分とは言えない状況にあるが、母子家庭が経済的に自立し、その児童が健やかに成長するためには、母子家庭の母が養育費をその父親等から確保することが重要である。

平成14(2002)年の母子及び寡婦福祉法の改正では、養育費の確保を推進するため、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと、児童を監護する親は養育費を確保できるよう努めるべきこと、国及び地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきことが規定されており、法にのっとった取組を進める必要がある。

平成15(2003)年の民事執行法の改正により、養育費など扶養義務等に基づく定期金債権について、期限の到来した分が不履行となっている場合において、相手方の給料その他の継続的給付に係る債権を差し押さえるときには、将来の分についてもまとめて強制執行の手続きをとることが可能となった。さらに同改正により、給与等の差押え可能な範囲が4分の1から2分の1に拡大されたほか、平成16(2004)年の同法の改正により、養育費等の金銭債権についての強制執行について、直接強制の方法(相手方の財産から直接支払を受ける方法)のほか、間接強制の方法(相手方が履行しない場合には一定の制裁金を支払うよう命じて、心理的圧迫を通じて支払を確保する方法)によって行うことができることとされ、従前以上に養育費の履行確保に向けた環境整備が図られている。

2 養育費の手引きの作成等

離婚する父母等が養育費の取決めをするためには、いわゆる「養育費の額の相場」を知っておくことが重要であり、司法関係者が簡易迅速な養育費の算定方法を発表したことを受けて、平成15(2003)年3月に、これを母子家庭に対する相談業務等において活かすべく、地方公共団体に対し通知を発出して周知を図った。

また、養育費の取決め・確保を促進するため、平成16(2004)年3月には、上記養育費の算定方法や養育費を徴収するための手続等をまとめた「養育費の手引き」を作成し、相談業務等にお

いて活用されるよう地方公共団体等に配布した。

さらに、離婚届の提出時等における養育費の取決めの促進策として、平成17(2005)年8月には、離婚するときなどを捉えて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決書の作成を促すことを目的に「養育費に関するリーフレット」を作成し、市町村に配布した。

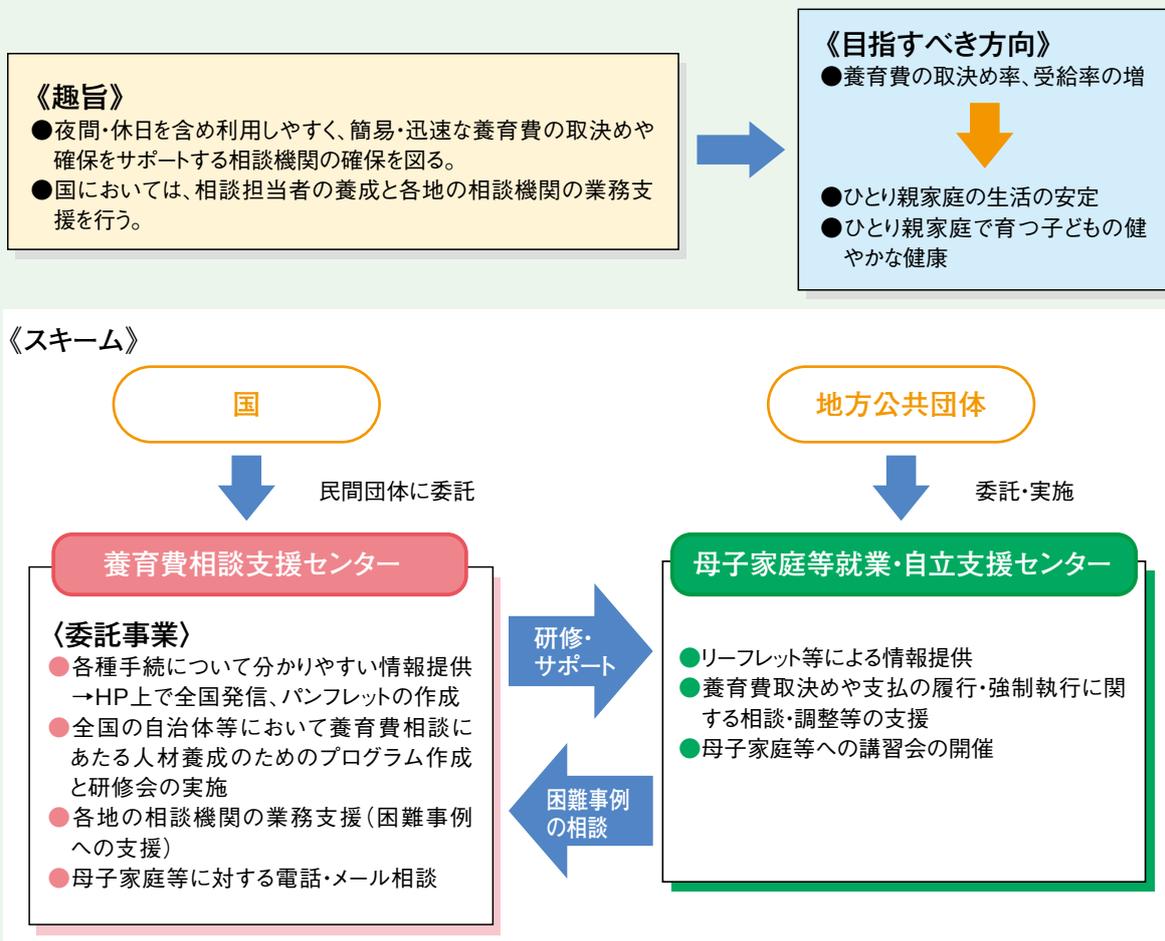
3 母子福祉資金貸付金の貸付け

母子福祉資金貸付金の1つである生活資金では、養育費の確保に係る裁判に要する費用について、123万6千円を限度として生活資金を一括して借りることができ、母子家庭の児童の養育費の確保の促進を図っている。

4 養育費相談支援センター事業の創設

母子家庭等の養育費の取得率の向上等を図るため、平成19(2007)年度に、養育費に関する情報提供、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けた困難事例への支援や、養育費相談に応じる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設した。(図表4-3-1)

図表4-3-1 養育費相談支援センターの設置について



コラム5

養育費相談支援センターの活動

「養育費相談支援センター」は、平成19(2007)年10月に開設し、厚生労働省の委託を受けた社団法人家庭問題情報センター（FPIC）が運営している。

センターは約10人の家裁調査官OBらによって構成されており、①養育費に関する電話・電子メールによる相談、②母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員等に対する全国研修、③地方自治体等からの要請に応じた研修講師の派遣、④パンフレットの配布やホームページによる養育費関連情報の提供、広報活動を行っている。

平成19(2007)年10月から平成20(2008)年3月までにセンターが受けた相談件数は、電話によるものが1,116件、メールによるものが424件、合計1,540件となっており、相談者の内訳は、9割近くが母親本人又はその親族であり、父親側からの相談が1割程度となっている。また、離婚後のケースが全体の55%を占めており、他に婚姻中のケースが30%、婚姻外のケースが6%となっている。

離婚後の相談の半数以上は、父親の養育費の不払いに対するものであり、支払が滞る理由は様々だが、失業や自己破産、再婚による生活費の増加を理由にするものなどが目立っている。また、強制執行の手続を実行したいが、父親の住所や勤務先が分からないというケースも多い。一方、父親の側からの相談については、収入減を理由とした養育費の減額についてのものが目立っている。

離婚後も子に対する扶養義務があることを知らない親も多いことから、そのような相談に対しては、子の養育費の負担は扶養義務者としての責務であるということを理解してもらうよう努めている。また、養育費を支払う意欲を高めるような配慮を行うことも重要であることから、養育費を受け取る親に対して、写真を送ることなどで子の近況を知らせることを勧めるなどしている。

また、平成20(2008)年度についても、引き続き養育費に係る相談等を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員の育成・研修にも力を入れていくこととしている。

5 地方公共団体における相談

地方公共団体において、母子自立支援員等が母子家庭等からの養育費に関する相談に応じているほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、養育費等の問題を解決するため弁護士等を招いて行う特別相談事業や、平成19(2007)年度から、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決めや支払の履行・強制執行に関する相談や情報提供等を行っている。